

欧州委員会「環境法における行政負担の簡素化に関する規則案」

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

- ・欧州では数多くの環境法が制定され、行政側、産業側いずれにも大きな負担を課している。こうした背景の下、12月10日欧州委員会環境総局は、政策パッケージ「環境法における行政負担の簡素化」を公表した。このパッケージは、行政側、産業側いずれにもメリットがあるものとして、季節柄「ワインター・パッケージ」（冬の贈り物）と称されている。
- ・今回公表された政策パッケージは次から構成される。

 - ①「欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会へのコミュニケーション：持続可能な競争力のための簡素化」（→p.4）
 - ②「一部の要件の簡素化と行政負担の軽減に関し、規則（EU）2023/1542 及び規則（EU）2024/1244 を改正する欧州議会及び閣僚理事会規則案」（→p.13）
 - ③「電池及び廃電池、**包装及び包装廃棄物**に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関するルールの適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会規則案」（→p.24）
 - ④「廃棄物、廃電気電子機器、**シングルユースプラスチック廃棄物**に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関するルールの適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会指令案」（→p.33）
 - ⑤「環境アセスメントの迅速化に関する欧州議会及び閣僚理事会規則案」（→p.43）
 - ⑥「環境法の簡素化パッケージに関する Q&A」（→p.72）

- ・プラスチック産業に係るものとして、包装及び包装廃棄物規則（PPWR）第45条(3)の適用を2035年1月1日まで停止としている。PPWR第45条(3)はつぎのとおり：第3条(1)ポイント(15)(c)及び(d)に言及される生産業者は、生産業者が設立されている加盟国以外の、生産業者が包装又は包装された製品を初めて提供する各加盟国において、書面による委

任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命するものとする。加盟国は、第3国に設立された生産業者が、包装又は包装された製品を自国の領土で初めて提供する場合、書面による委任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命することを規定できる。

改正案

③「第2条 規則(EU)2025/40（注：PPWR）第45条(3)の適用は、2035年1月1日まで停止される。

加盟国は、第3国に設立された生産者が、包装又は包装製品を自国の領域内で初めて提供する際、書面による委任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命しなければならないことを規定するか、又は代替手段により、第3国に設立された包装生産者に関するトレーサビリティ及び執行を確保することができる。」

第1パラグラフにより行政負担の軽減が域内、域外共通に適用されるように見受けられるが、第2パラグラフにより第3国には事実上 PPWR 第45条(3)を存置させ「書面による委任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命しなければならない」。しかし、新たに示された「又は代替手段により、第3国に設立された包装生産者に関するトレーサビリティ及び執行を確保することができる」とは、例えば、登録された域外の所管の官庁（CA）を通じた運用を考えることができる。

・同じくプラスチック産業に係るものとして、シングルユースプラスチック（SUP）指令第8条(7)の適用を2035年1月1日まで停止するとしている。SUP 第8条(7)はつぎのとおり：各加盟国は、その領域に設立された生産者が、それが設立されていない他の加盟国で、附属書のパートEにリストされたシングルユースプラスチック製品及び漁具を販売するとき、その加盟国で公認代理人を指名するよう保証しなければならない。公認代理人は、この指令に従って、その他の加盟国の領域内でその生産者の義務を果たす責任者でなければならない。

改正案

④「第1条 停止

以下の規定の適用は、2035年1月1日まで停止する：

(c)指令(EU)2019/904（注：SUP指令）第8条(7)」

PPWRとSUP指令の当該条項は、包装を上市する国ごとに、拡大生産者責任（EPR）を全うするため、公認代理人の任命を求めるものであった。例えば欧洲全域で事業を行うとき、最大27人の公認代理人を設けることが必要になっていた。今回の改正案はこの負担をなくすものである。

- ・欧州では、域外から廉価な、特に不適切な材料、製品が大量に輸入され、域内の事業が厳しい状況に置かれる中、今回の政策パッケージ、また来年制定される「循環経済法」において、域外を念頭において規制、運用が検討されていると聞く。
-

欧州委員会「環境法における行政負担の簡素化に関する規則案」2025年12月10日

https://environment.ec.europa.eu/publications/simplification-administrative-burdens-environmental-legislation_en

①「欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会へのコミュニケーション：持続可能な競争力のための簡素化」

https://environment.ec.europa.eu/document/download/502b572e-4ac3-47a8-95a7-ce619ec3e0ba_en?filename=COM_2025_980_1_EN_ACT_part1_v8.pdf

1. はじめに

ヨーロッパの環境保護は、私たちの強靭性、繁栄、そして競争力にとって不可欠である。ヨーロッパ人の健康と幸福、そして経済の強靭性と戦略的自立性は、私たちの環境と、十分かつクリーンな天然資源の利用可能性にかかっている。ヨーロッパの企業は環境に依存しており、EUの23の経済セクターのうち19のセクターは、自然に大きく依存している(1)。

過去数十年に亘り、EUは環境目標を達成するために、EUの大気、水、土壌、生物多様性の質の保護と向上、汚染の削減と自然生息地の回復、廃棄物の管理、そしてより持続可能な循環型経済の促進など、重要な目標を網羅する強力な法制度の枠組みを構築してきた。EUのクリーンな移行は、ヨーロッパの長期的な繁栄と持続可能な競争力の重要な原動力である。

環境保護は、ヨーロッパが直面する前例のない地経学的、地政学的、そして安全保障上の課題に効果的に対処できるような方法で確保されなければならない。これらの課題は、社会経済の現実に破壊的な影響を及ぼし、間接的に環境への重大なリスクとなる恐れがある。

環境悪化と資源枯渇は経済、インフラ、金融の安定に影響を及ぼすが、自然共生型の循環型経済は成長と雇用を創出する。健全な地球と強靭な経済は密接に関連している。競争力と持続可能性は表裏一体である。

競争力コンパス(2)を決定的な戦略として、欧州委員会は、イノベーションの促進、脱炭素化と競争力の促進、依存度の低減、戦略的自立の強化を緊急に目指している。特に、政策目標を損なうことなく、事業をより容易かつ迅速に行うため、EU法の簡素化に向けた前例のない取り組みを求めている。

こうした状況を踏まえ、欧州委員会は、目標達成に向け、全ての企業について少なくとも

25%、中小企業について少なくとも 35%の行政負担削減を目標とした。欧州理事会は結論において、許認可や環境分野を含む簡素化(3)も求めた。

この簡素化パッケージ（第 8 次包括法案）は、欧州連合（EU）の環境目標がより効率的、低コスト、かつスマートな方法で達成されることを目指している。このパッケージで提案されている措置は、既存法の施行と環境目標の達成を促進するとともに、農家や中小企業を含む企業にとって不要な官僚主義を削減し、単一市場を促進することを目的としている。

この包括的なパッケージは、産業排出、循環性、そして環境アセスメントに重点を置いている。提案されている措置は、EU の重要原材料への依存度を低減するという ResourceEU 行動計画の目標達成にも貢献する。包括法案の一部である環境アセスメント迅速化のための立法提案は、簡素化、一貫性、そして法的確実性を確保し、より迅速かつ質の高い環境アセスメントを実現することで、あらゆるセクターに法的枠組みを提供することから、グリッドパッケージ、そして今後制定される産業アクセラレーター法、そしてクラウド・AI 開発法を補完し、整合性も確保している。

農業と食料に関するビジョン(15)において、欧州委員会は、農家、食品・飼料産業、そして関連行政に影響を与える政策分野において、実質的な簡素化を実現することを約束している。本コミュニケーションで提示されたイニシアティブは、この目標の達成に貢献し、若者の農業参入をより容易かつ魅力的なものにし、農業における世代交代を支援する可能性を秘めている。

2. 環境包括協定の適用範囲

欧州委員会は、実施対話、ステークホルダー・ラウンドテーブル、そして数多くの会合(4)などを通じて、ステークホルダー、市民社会、公的機関、企業、加盟国、そして欧州議会議員と幅広い協議を行ってきた。これらの意見交換に基づき、2025 年 7 月 22 日から 9 月 10 日にかけて、特に循環型経済、産業排出、環境影響評価及び許認可に関する環境規則の簡素化の可能性に焦点を当て、的を絞ったエビデンス募集を開始した。このエビデンス募集は、市民、企業、市民社会団体、シンクタンクから約 20 万件もの回答を得るという、非常に印象的な反響を呼んだ。その殆どは、規制緩和や環境基準の緩和に反対する市民からであった。業界団体、市民社会団体、公的機関、そして学識者からも 1,200 件を超える回答が寄せられ、約 620 件のポジションペーパーが含まれていた。回答は環境法のほぼ全体を網羅しており、簡素化を適切に行うことの重要性を示している。

欧州委員会は、寄せられた全ての意見を慎重かつ体系的に検討した。この分析は、包括パッケージの内容を定義する上で役立った。更に、様々な提案は、他の新たなイニシアティブ（例

えば、近々施行される循環経済法)の策定に反映され、一部は今後のEU法の評価において更に評価されることになる。最後に、寄せられたフィードバックの一部は、法改正に頼ることなく、ガイドラインや実施措置を通じて対処することができ、場合によっては、より効果的で迅速な解決策、法的明確性、そして予測可能性を齎す可能性がある。

綿密な分析の結果、包括パッケージには以下の主な要素が含まれている。

産業施設と循環経済

- 産業排出に関する行政負担の軽減: 欧州委員会は、産業及び畜産排出指令に基づく環境管理システム(EMS)と変革計画に関して、大幅な簡素化を提案している。現在、この指令では、施設ごとにEMSの導入が義務付けられているが、欧州委員会の提案では、同一加盟国において企業レベルでEMSを策定することが可能となる。EMSの作成期間が3年延長され、その内容は簡素化され(化学物質インベントリとリスクアセスメントは不要)、EMASやISO14001などのシステムで既に監査が一般的に扱われるため、独立監査の義務は廃止される。また、指標となる変革計画の作成義務も廃止される。更に、有機養鶏場を産業排出指令の適用範囲から除外することが提案される。また、離乳前の子豚を除外することで、農場の生産能力の計算が簡素化される。
- 産業及び家畜飼育排出指令(5)と中規模燃焼施設指令(6)の重点的な改正により、酸素燃焼又は水素燃焼を用いた脱炭素化プロジェクトの許可手続きが容易になる。改訂されたIEDの経過措置にいくつかの変更を加えることで、加盟国、所管の官庁、事業者は、新規または改訂された規定の一部を遵守するための時間をより多く確保できると同時に、これらの規定の適用時期を明確にすることができる。
- 産業排出報告の簡素化: 畜産・養殖事業者は、産業排出報告法(7)に基づき、水、エネルギー、材料の使用に関する報告が免除される。加盟国は、個々の農家や養殖事業者に代わってより多くの情報を報告できるようになり、これらのセクターの報告負担がより軽減される。
- 廃棄物法に基づく行政負担の軽減: 「SCIP」(8)データベースは、リサイクル業者に製品中の有害物質の存在を知らせる上で効果的ではなく、多大な行政コストを負担させてきた。そのため、SCIP関連データの報告義務を廃止することが提案されている。EU化学物質法、特に「一物質、一評価」パッケージとデジタル製品パスポートは、データベースの想定された役割を徐々に果たしていくだろう。製品向けデジタル製品パスポートを設計する際には、欧州委員会は、高懸念物質に関するデータをその対象範囲に含める予定である。
- 拡大生産者責任(EPR)制度に関する行政負担の軽減: 抱点国以外の加盟国で製品を販売

する生産者は、廃棄物管理要件に関する拡大生産者責任 (EPR) に関して、当該加盟国に公認代理人を任命するかどうか決定できるようになる(9)。既に公認代理人を任命している企業は、現在の体制を維持できる。これらの変更は、より抜本的な簡素化への足がかりとなる。循環経済法では、生産者が提供している製品及びそれらの製品に関する廃棄物の収集・処理に関するデータについて行う報告の範囲を更に縮小し、報告頻度を最大で年 1 回に制限することを提案している。循環経済法の下では、2026 年に拡大生産者責任の単一市場の調和とデジタル化が想定されている。今後の循環経済法における更なる簡素化には、第 3 国の生産者に関する簡素化も含まれる。

- 簡素化のための重点的な変更：一連の重点的な変更が、大規模データセンターを支えるバックアップ発電機の要件を緩和する中規模燃焼プラント指令 (10) や、遠隔販売業者のあらゆる販売手法を網羅し、軽量輸送手段 (LMT) 用バッテリーの安全性と修理可能性の適切なバランスを確保し、懸念物質に関するラベル表示を簡素化するための「生産者」の法的定義に関する電池規則 (11) など、様々な規制に提案されている。

INSPIRE 指令

- 空間データに関する報告の簡素化：INSPIRE 指令 (12) の技術データ要件は、オープンデータ指令 (13) と整合される。この提案は、オープンデータ指令の現行規定に実質的な修正を加えることなく、欧州のデータ経済のための単一の統合規制を作成することを提案するデジタルオムニバス提案[10]と完全に相乗効果を発揮する。この提案は、コスト削減と複雑さの軽減を目的としたデータユニオン戦略の目標を支持するものであり、加盟国が高品質なデータをより容易に公開できるようにする。より適切な実施により、公共部門及び民間部門による再利用のための価値の高い地理空間環境データの可用性が向上する。これらのデータは、リアルタイムの環境モニタリングや気候リスク評価から、よりスマートな都市計画、持続可能なモビリティソリューション、緊急対応の改善に至るまで、幅広い下流サービスを支えることができる。このデータのより広範な利用と再利用を可能にすることで、この提案は、EU のデータ関連法制をよりスリムで、より容易に実施し、革新的で競争力のあるデータ経済を促進するというデジタルオムニバスの目標を全面的に支持する。

環境アセスメントと許可

- 環境アセスメントの迅速化：ドラギ総裁の報告書は、長期に亘る不確実な許可手続き、特に行政能力とデジタル化の不足が、新たな電力供給と送電網の展開、重要な原材料へのアクセス、そしてより広範なクリーンエネルギー及びデジタル移行プロジェクトへの大きな障害となっていると指摘した。2025 年 10 月 23 日、EU 首脳は欧州委員会に対し、加盟国における計画・許可手続きの合理化・迅速化に向けた提案の検討を含む、EU のストレステストへの取り組みを強化するよう要請した。各国の許可手続きの遅延は、証拠開示要請におい

て多くの関係者から指摘されている。

これに対応するため、7月8日の化学産業行動計画で発表されたとおり、許可付与プロセスの中核を成す環境アセスメントの迅速化に関する提案が、包括パッケージの一部として提出される。この提案は、より迅速で質の高い環境アセスメントのための、簡素化され一貫性のある包括的な枠組みを提供する。この提案により、プロジェクト開発者は、複雑な手続きを単一の窓口で調整することで手続きが簡素化・迅速化されること、国境を越えた影響を与える環境アセスメントに関する当局間の協力、デジタル化、許可当局の十分な人員と能力の確保、そして行政コストを賄うための限定的な財政支援といった恩恵を受けることができる。また、関連する循環型経済プロジェクトを含む、主要なエネルギー、デジタル、産業分野の脱炭素化プロジェクトを加速するための更なる措置も提案されており、加盟国による默認や手続き上及び司法上の優先順位付けといった措置が含まれる。

包括パッケージの実質的な効果は、年間約10億ユーロの行政負担軽減となる。公認代理人による円滑化と SCIP データベースに関する提案の変更が承認されれば、中小企業がまず顕著な恩恵を受けるだろう。直接的なコスト削減に加え、環境アセスメントの迅速化と簡素化といった追加的なメリットもあり、特に年間300億ユーロ以上の投資額を持つプロジェクトにメリットを齎すだろう。

主要措置については、「ベター・レギュレーション」ツールボックスに記載されている標準原価法を用いて、初期推計コスト削減額が算出された。全体として、これらの措置により、年間約10億ユーロの行政負担が軽減され、主に企業と公共機関の支援、そして効率性の向上が促進される。

包括提案には、環境分野における各指令及び規則の限定的かつ的を絞った改正、及び廃棄物 EPR スキームに関する特定条項の的を絞った一時停止が含まれる。これらは、提案の目的を達成するために厳密に必要なものである。これらの指令又は規則の新たな改正は、本包括提案の範囲及び目的から完全に外れている。新たな改正の必要性は、EU環境法及び欧州委員会作業計画2026で発表された提案、特に近々施行される循環経済法（第3章参照）の更なるストレステストの意味合いにおいて、必要に応じて評価される可能性がある。欧州委員会は、共同立法者と建設的に協議を行い、合意形成を促進し、欧州委員会提案の主要な目的と原則が維持されるよう努める。

3. 今後の簡素化

簡素化は、第8次包括提案(14)から始まったわけではなく、またそこで終わるわけでもない。欧州委員会は、簡素化の可能性を最大限に活用し、EU法のストレステストを実施し、効果

的な実施に引き続き取り組むことを約束する。実施は、実行可能かつ簡素化されている必要がある。EU 法のあらゆる分野を考慮し、政策目標を費用対効果の高い方法で達成することを目指し、全体的な行政負担に注意を払う必要がある。ストレステストの取り組みは、欧州委員会の任期 2024 年から 2029 年の間に、環境関連法規全体を対象に実施される。

2025 年 12 月 4 日、共同立法者は、EU 森林破壊規則の簡素化と円滑な実施確保を目的として、2025 年 10 月 21 日に提出された欧州委員会案について暫定合意に達した。

更に、欧州委員会は、以下の新たな取り組みを準備する際に、簡素化の可能性を検討する：

- REACH 化学物質法(15)の的を絞った改正。
- 2026 年第 3 四半期に成立する循環経済法は、より簡素化され、調和のとれた規則の導入と、国境を越えた循環活動のコスト削減を実現し、廃棄物及びリサイクル材の単一市場を創設する。包括的措置の一環として、加盟国ごとに 1 人の代表者を置くという規定の停止を含む「公認代理人」制度の的を絞った簡素化に基づき、欧州委員会は、多くの利害関係者がエビデンス要請への意見書で提唱している、第 3 国生産者を含む拡大生産者責任制度の大規模な改革の可能性を評価する。これには、EU 法の更なる調和、情報、登録、報告のためのデジタルワンストップショップを通じた拡大生産者責任制度の簡素化とデジタル化が含まれる。

廃棄物及び二次資源の単一市場の事業環境と機能の簡素化のため、欧州委員会は現在、加盟国間の輸送について、廃棄物輸送規則に基づく委任法を採択することにより、特定の種類の非有害廃棄物をグリーンリストに掲載する可能性を検討している。また、欧州委員会は、EU 域内からの回収を目的とした混合都市廃棄物の輸出を制限する同規則の規定に関して、特に特定地域の地理的状況により、より持続可能な輸送手段を用いて近隣の EFTA 加盟国の廃棄物処理施設へ輸出することが正当化される場合など、具体的な懸念が提起されていることも認識している。欧州委員会は、廃棄物輸送規則及び EU の脱炭素化アジェンダの目的に沿って、循環経済法又はその他の立法手段を通じて、この問題に適時に対処する方法について、共同立法者と協議していく。

2025 年 9 月に共同立法者によって表層水汚染物質に関する政治合意が成立し、水枠組み指令は簡素化された。これには、報告義務の簡素化・軽減、新たな例外措置（汚染物質の一時的な劣化及び移転）の導入など、利害関係者から提起されたいいくつかの問題に対処するための柔軟性が含まれている。水枠組み指令の関連規定の効果的な実施については、最近合意された非劣化原則の例外措置を含め、2026 年にストレステストが実施され、具体的な改善が齎されたかどうかが判断される。欧州委員会は、利害関係者が提起した様々な問題、特に許

可に関する問題を明確化するためのガイダンスを 2026 年第 1 四半期に作成する。欧州委員会はまた、欧州の戦略的自立性を高め、重要物質の輸入依存度を低減するという ResourceEU 行動計画(16)の目標を念頭に置き、水枠組み指令の実施において具体的な課題に直面している利害関係者及び加盟国との対話を強化する。更に、欧州委員会は、2026 年第 2 四半期までに、利害関係者からの意見や加盟国の経験に基づき、水枠組み指令の見直しと改正を行う。その際、簡素化と潜在的なボトルネックへの対処の必要性に特に留意し、環境と人の健康を保護しつつ、EU における循環性と重要原材料へのアクセスを促進する。

(17)

- 海洋戦略枠組み指令の今後の改正も、大幅な簡素化に繋がる。欧州委員会は、EU 淡水资源アキとの整合性向上を目指し、報告要件の削減による成果の実現、及び地域海条約(18)全体に亘るデータ管理とガバナンスの改善に重点を置く。

更に、多くの利害関係者から提起され、主に二次立法やガイダンスを通じて、政策選択に関するより詳細な評価と検討が必要となる分野には、特に注意を払う。例えば、以下のとおり：

- 水レジリエンス戦略(19)の一環として、2026 年には、水資源に関する一連の構造化対話が開催される。これらの対話では、報告負担や水資源におけるモニタリング・報告サイクルの整合化など、新たな課題を特定し、更なる改善に繋がる可能性がある。

- 欧州委員会は、改正廃棄物枠組み指令に基づく拡大生産者責任のための生産者登録簿への登録について、統一された様式を確立する。

- 自然再生規則については、欧州委員会は、加盟国及び地域当局が協力して国家再生計画案を策定する支援を強化し、国及び地域の課題に対処する。欧州委員会は、加盟国及び利害関係者と共に、証拠の提出要請で提起された問題を評価し、二次法における追加措置を検討し、再生措置によって影響を受ける可能性のある利害関係者への支援を提供し、官民投資を動員し、報告負担を最小限に抑える。

- 欧州委員会は、気候変動、食料安全保障、競争力、レジリエンス（回復力）、判例の変遷、法的確実性の必要性、その他の動向を考慮に入れ、2026 年に鳥類・生息地指令のストレステストを実施し、捕食種に関するものも含め、実施を促進するためのガイドラインを提示する。

- 欧州委員会は、硝酸塩指令(20)の継続的な評価を完了し、同指令の目的を最も効果的かつ適切な方法で達成する方法を検討し、フォローアップ措置を講じる。また、欧州委員会は、家畜糞尿の革新的かつ代替的な利用方法を促進することで、新たな事業機会や持続可能な

投資機会を刺激し、環境・気候目標（バイオガス／バイオメタン、再尿素、消化残渣、及びそれらの様々な利用）の達成に貢献できる可能性についても評価する。

包装及び包装廃棄物規則の実施を支援するため、欧州委員会は、優先的に欧州委員会通知及びよくある質問（FAQ）を発行し、PFAS 試験、申請期限、ラベル表示要件、再利用目標など、エビデンス募集及び二国間情報交換において最も頻繁に提起された論点に関するガイドラインを提供する。エビデンス募集で得られた情報は、2026 年と 2027 年に予定されている施行措置の採択においても活用される。統一されたラベル表示仕様の策定に当たって、患者の安全と人の健康を守るために、既存の制度や一部の製品及びその規制（医薬品など）の特異性を適切に考慮する。パレット包装及びストラップを 100% リユース目標の適用除外とする委任法案を利害関係者からのフィードバックを得るために公表する。欧州委員会は、施行措置において、特に衛生及び食品安全上の問題により目標達成が困難な場合など、他の包装形態に対する追加的な柔軟性を検討する。欧州委員会は、新たに設置された包装に関する専門家グループにおいて、利害関係者及び加盟国と緊密に連携し、行政負担を軽減するための措置を実施することにより、報告手続きを可能な限り簡素化する。

シングルユースプラスチック指令について、欧州委員会は 2027 年に評価を完了し、（海洋）プラスチック汚染の削減と循環性の向上という目標が達成されたかどうかを判断する。この評価では、行政負担軽減の可能性を徹底的に評価する。今後数週間以内に、具体的な証拠の募集とパブリックコメントの募集を開始する。

持続可能な製品のためのエコデザイン規則、EMAS 規則、環境騒音指令に関する今後の報告書など、法規制が適切に機能しているかどうかを評価し、潜在的な課題を特定するための実施報告書を作成する。

欧州委員会は、特にデジタル化と人工知能（AI）の活用の可能性を最大限に活用することにより、中小企業の事業をさらに円滑に進める方法についても、より一般的に検討する。例えば、デジタル廃棄物輸送システム（DIWASS）は、加盟国間の廃棄物輸送を簡素化し、EU 域内での廃棄物の効率的なリサイクルを確保する。

4. 結論

このバランスの取れたパッケージは、益々複雑化する地政学的状況において欧州企業を支援するため、煩雑な手続きを簡素化し、EU 法の複雑さを軽減するという欧州委員会の目標を更に達成するものである。その目的は、持続可能で回復力のある経済への円滑な移行を促進し、持続可能なビジネスモデルへと移行する最も革新的で競争力のある企業に報いると同時に、他の企業が期待される基準に追いつくことを可能にすることにある。

欧洲委員会は、包括提案の範囲と目的の範囲内で迅速な合意に達し、中小企業や農家を含む企業、そして行政機関に具体的かつ実用的な利益を齎すよう、共同立法者間の交渉を促進することに全力で取り組んでいく。

②「一部の要件の簡素化と行政負担の軽減に関し、規則 (EU) 2023/1542 及び規則 (EU) 2024/1244 を改正する欧州議会及び閣僚理事会規則案」

https://environment.ec.europa.eu/document/download/ad737347-bf74-476e-9159-a05214844cb6_en?filename=COM_2025_981_1_EN_ACT_part1_v4.pdf

説明覚書

1. 提案の背景

EU の立法は、政策目標を効率的、効果的かつ透明性をもって達成すべきである。「欧州の競争力の未来」報告書は、低炭素、資源効率の高い循環型経済への移行が、EU の長期的な経済的繁栄、回復力、そして競争力の確保に不可欠であると強調した。[3] 欧州委員会は、「EU 競争力コンパス」において、この移行の可能性を最大限に引き出すための今後 5 年間の戦略を示した。[4] 更に、欧州委員会はその後、企業（行政機関と共同で）と中小企業の行政コストをそれぞれ 25% と 35% 削減するとして目標を強化した(1)。

現在、EU には確固たる環境法体系が存在する。欧州委員会は、これらの法律を効果的に管理する義務を真剣に受け止め、(2) 法律の適用状況の見直しに多大な投資を行い、法律が意図したとおりに機能し、問題のある問題に早期に対処することを確保している。更に、欧州委員会は、現任期中に全ての EU 法を「ストレステスト」することを約束している。本提案（及び「オムニバス」パッケージに含まれる他の提案）の内容は、環境分野における欧州委員会の継続的な「ストレステスト」(3)の初期成果であり、政治レベルでの会合、円卓会議、実施対話、証拠の募集、そして市民社会、企業・団体、シンクタンク、行政機関を含む利害関係者からの意見聴取などを通じて、利害関係者との広範な関与に基づいている。オムニバスパッケージは、循環型経済、産業施設の運営、地理空間データの管理、環境許可に関する法律を扱っている。

上記の法律は、公正なグリーン・デジタル移行、そして特に循環型経済への移行という EU のコミットメントを実現する上で極めて重要である。この法律が効果的に機能し、単一市場などの EU の資産を活用し、企業、行政機関、そして市民に不必要的コストを課さないことが重要である。

この特定の規則案は、以下の規則に目的を絞った改正を行うことを目的としている：

- 電池及び廃電池に関する規則(EU) 2023/1542 (4)
- 産業施設からの環境データの報告、産業排出ポータルの設置、並びに規則(EC) No 166/2006 の廃止に関する規則(EU) 2024/1244 (5)

この提案には、環境分野における上記規則の限定的かつ的を絞った改正が含まれている。これらの規則の更なる修正は、本提案の範囲及び目的から完全に外れている。こうした改正の必要性は、[Chapeau Communication]及び委員会作業計画 2026 で発表された EU 環境法の更なるストレステストの意味合いにおいて、適宜評価される可能性がある。欧州委員会は、本提案に関する立法プロセスがその本質的な目的を完全に維持し、歪曲しないよう、共同立法者と建設的に協議を行う。

電池規則

遠隔契約における生産者定義の改正

電池を販売する加盟国に拠点を置いていない生産者については、規則(EU) 2023/1542 は現在、遠隔契約を利用する生産者のみを対象とする。販売方法に関わらず、全ての事業者が規則(EU) 2023/1542 の生産者定義の対象となるようにする必要がある。従って、本提案は、加盟国で電池を販売し、他の加盟国又は第 3 国に拠点を置く製造業者、輸入業者、販売業者、又はその他の自然人又は法人は、遠隔契約を含む販売方法に係らず、生産者として認められることを明確にしている。

高懸念物質の定義の追加

規則(EU) 2023/1542 第 13 条は現在、電池に有害物質の存在を示すラベルを付すことを義務付けている。しかし、表示対象となる物質の定義は明確ではない。なぜなら、対応する前文では、電池には特定の有害物質の含有量を表示する必要があると規定されているからである。そのため、本提案では、規則(EC) No 1907/2006 及び規則(EC) 1272/2008 に従って特定された高懸念物質に言及することで、表示が必要な物質の範囲を一層明確にする。

電池パックの取り外し及び交換要件からの除外

規則(EU) 2023/1542 では現在、軽量輸送手段 (LMT) 用電池はセルレベルで取り外し及び交換可能であることが求められている。このため、不具合のある電池セルが適切な条件で交換されない場合、予期せぬ安全上の懸念が生じる恐れがある。従って、安全性と修理可能性の適切なバランスを実現するため、LMT 用電池パックは、独立した専門家によって取り外し及び交換可能であるべきだが、セルレベルではなくモジュールレベルで交換可能であるべきである。

重複報告の簡素化

欧州委員会は、電池廃棄物管理に関して加盟国が毎年報告する情報の質について、4 年ごとに審査し、報告する義務を負う。更に、欧州委員会はデータ収集体制、データの正確性及び信頼性を評価し、改善のための勧告を行うことができる。より柔軟なデータ審査プロセスを可能にするため、加盟国からのデータに関する報告書の審査及び公表を欧州委員会が義務

付ける規定は削除されるべきである。欧州委員会は、必要に応じてデータを評価し、データの機密性、機密性、及び評価・審査のスケジュールとの整合性を考慮し、報告書の公表の適切性を裁量的に判断する権限を保持すべきである。

産業排出ポータル

IEPR の対象となる事業者は、水、エネルギー及び関連原材料の使用に関するデータを所管の官庁に報告する必要がある。第 6 条第 9 項は、加盟国が畜産事業者及び水産養殖事業者に代わって、大気、水、及び土壌への排出について報告することを許可している。

一部の加盟国及び利害関係者は、畜産・養殖事業者に対し、水、エネルギー、及び関連原材料の使用に関する報告義務の実現可能性とそれに伴う負担について疑問を呈している。これに対し、欧州委員会は、畜産・養殖事業者に対し、水、エネルギー、及び原材料の使用に関する報告義務を免除することを提案する。

更に、欧州委員会は、畜産・養殖施設の事業者に対し、廃棄物の敷地外移転、排水中の汚染物質の敷地外移転、生産量、及び稼働時間に関する報告義務を免除することを提案する。但し、加盟国がこれらの情報を他の手段で収集できる場合に限る。この条件が満たされれば、加盟国は個々の畜産・養殖事業者に代わって、大気、水、及び土壌への排出に関する情報だけでなく、より多くの情報を報告できるようになる。

この変更に伴う環境影響はごく僅かであり、関連情報の収集と報告プロセスの改善において加盟国による措置への依存度を高めることで、畜産・養殖事業者の負担を軽減することが目的である。

この措置に伴うコスト削減は、報告義務の軽減を受ける養殖業者及び水産養殖事業者にとってのメリットとなる。一部のデータは加盟国から提供され、加盟国は標準的な農業分析を通じてこの情報を入手できるようになる。

他の EU 政策との整合性

この提案は、主に事業者の煩雑な手続きの簡素化を目的とした一連の措置の一部である。これは、欧州委員会のより良い規制に関する政策、及び EU における競争力と経済的回復力の向上を促進するという競争力コンパスの目的と完全に整合している。これらの措置によって導入される合理化は、関連する政策分野における目標の達成や、立法された法の根拠に影響を与えるものではない。

2. 法的根拠、補完性、比例性

- ・法的根拠

この提案の法的根拠は、TFEU 第 114 条及び第 192 条(1)である。これらは、この提案が改正を意図する規則の根底にある法的根拠を反映している。電池及び廃電池に関する規則(EU) 2023/1542 の法的根拠は、同規則第 114 条、及び第 54 条から第 76 条については第 192 条(1)である。規則(EU) 2024/1244 (「産業排出ポータル規則」) の法的根拠は、第 192 条(1)である。

- ・補完性 (非排他的管轄権について)

電池規則は、今後数年間の電池需要の予測、脱炭素化経済への世界的な移行における電池の戦略的役割、そして機能的な域内市場を確立し市場の歪みを回避する必要性を認識して採択された。従って、電池規則は、電池の持続可能性、性能、安全性、回収、リサイクル、セカンドライフ、並びにエンドユーザー及び事業者向けの電池に関する情報に関する共通規則を定めている。これらの理由により、規則の改正は、補完性の観点においても同様に正当化される。

産業排出ポータル規制 : EU 及び加盟国は、環境情報への国民のアクセス向上と情報の普及が、環境問題への意識向上、自由な意見交換、環境に関する意思決定への国民のより効果的な参加、そして最終的にはより良い環境づくりに貢献することを認めるオーフス条約の締約国である。更に、EU は、UNECE (国連欧州経済委員会) の汚染物質排出移動登録簿に関する議定書の締約国でもある。産業排出の報告のためのポータルサイトを構築し、その後の改訂についても明確にするために、EU レベルでの行動が必要であったという強い議論がある。更に、全ての加盟国で一貫したアプローチを採用することで、報告プロセスの効率性が向上し、EU 域内のどこに拠点を置く事業者にとっても公平性が確保される可能性が高いと考えられる。

- ・比例性

循環型経済に関する法律の場合、本提案は、廃棄物が使用済みとなった時点で適切に管理されることを確保するという政策目標を達成するための代替手段を導入するものである。

畜産・水産養殖事業者による排出量と資源利用に関する国レベルの報告を促進するという選択は、既存の法令プロセスを活用し、変更を最小限に抑えるという点で、適切な選択と言える。

- ・手段の選択

提案の対象となる基礎法令も規則であるため、規則案は適切な手段である。

3. 事後評価、協議、影響評価の結果

- 既存法令の事後評価／適合性確認 利害関係者

電池及び産業排出ポータルに関する規則の改正は、影響評価によって裏付けられた委員会の提案に基づき、最近、立法者によって採択された。この段階では、時間が足りず、実務経験も不足しているため、評価を実施できない。

- ステークホルダー協議

欧州委員会は、実施対話、ステークホルダー・ラウンドテーブル、そして数多くの会合(3)などを通じて、ステークホルダー、市民社会、公的機関、企業、加盟国、そして欧州議会議員と幅広い協議を行った。本提案に付随する職員作業文書には、本提案の準備を支援するために実施された様々な協議活動に関する詳細な情報が記載される。

主要な協議活動の概要は以下のとおり。

本包括提案の準備に当たり、以下の協議活動が実施された：

- 2025年2月13日に開催された環境報告に関するオンラインウェビナー（コンサルタントが実施）、及び上記ウェビナー参加者のうち、本提案の目的のために連絡を受けることに同意した者を対象としたオンラインアンケートの実施。
- 環境法の簡素化に関するエビデンス募集(6)が、2025年7月22日から2025年9月10日まで、フィードバック募集のために公開された。
- 環境法の簡素化に関するハイレベル・ラウンドテーブルが、2025年10月2日に開催された。

環境法の簡素化に関する一般協議は、広く国民からも大きな注目を集めた。

前述の2025年2月13日に開催されたオンライン・ワークショップには、500人が登録し、300人以上が積極的に参加した(7)。その後の具体的な協議では、500件を超える意見が寄せられ、その多くは具体的な内容であった。オムニバスで提案された簡素化案のいくつかは、寄せられた意見に反映されている。

環境法の簡素化に関するエビデンス募集は、最も注目を集めた。欧州委員会は、「Have-Your-Say」ウェブサイトにおいて、環境法の簡素化パッケージに関するエビデンス募集を掲載した。「環境法における行政負担の簡素化」。フィードバック期間は2025年7月22日から2025年9月10日まででした。全てのフィードバックは「Have-Your-Say」ウェブサイト

で公開されている。

エビデンス募集への提出は 190,998 件で、そのうち 189,751 件 (99.3%) は市民からのものでした。1,247 件 (0.7%) は市民以外の組織 (企業、業界団体、非政府組織 (環境団体など)、公的機関、学者など) からの提出であった。これらの提出物には、主にポジションペーパーなど 622 件の添付資料が添付されており、具体的な提案が含まれることが多かった。

企業の観点からは、企業が成長と持続可能な生産を両立できるよう、柔軟性を持たせる、負担の少ない規制が支持されている。行政上の義務は規範的過ぎて付加価値を生まないという認識がある。

市民社会側からは、例えば重複事項の排除や過度に詳細な規制の回避などにより、環境と社会規範の保護を容易にし、規制緩和を回避する簡素化への支持が表明されている。しかしながら、規制簡素化の取り組みが環境保護を損なう可能性があるという懸念もある。市民は EU に対し、新たな簡素化策を策定するのではなく、既存の法律の執行に重点を置くよう強く求めた。

欧州委員会は、化学物質の登録、評価及び認可に関する規則の大幅な簡素化を含むと見込まれる改正を支援するため、協議を実施し、影響評価を作成したことを特筆すべき事項である。同様に、欧州委員会は現在、2026 年に制定される循環経済法の策定を支援するため、影響評価を準備中である。この評価では、既存の (廃棄物及び循環経済関連の) 法律の簡素化も含め、現在進行中の協議活動を活用する。

・ 専門知識の収集と活用

前述の通り、欧州委員会は本提案に関連する専門知識を提供するため、外部サービスプロバイダーと契約を締結した。特に、契約業者は、報告義務等の行政上の義務と、これらの義務を簡素化する可能性を特定するため、既存の環境法体系を精査している。更に、契約業者は、包括パッケージの条項を簡素化するための可能な措置によるコスト削減の定量化にも協力している。契約業者から提供された情報は全て公開される。

・ 影響評価

影響評価は、主に提案されている改正案が非常に具体的であり、根本的な問題を改善するための選択肢がほとんどないことから作成されていない。但し、この提案には職員作業文書が添付されている。この文書では、提案の様々な要素の正当性を示し、可能な限り、予想される影響に関する定量的な情報を提示している。また、欧州委員会が受け取った利害関係者の意見と意見も示している。

この提案は、第 2 条第 1 項に定められた気候中立目標、並び EU の 2030 年と 2040 年の気候目標との整合性が評価されている。この提案はこれらの目標と整合しており、適応の進捗も確保している。

- ・規制の適合性と簡素化

規制の適合性と簡素化プログラム (REFIT) に基づき、欧州委員会は、その法令が目的に適合し、利害関係者のニーズに的を絞り、その目標を達成しながら負担を最小限に抑えることを確保している。従って、この提案は、特定の行政手続きの簡素化と企業の不必要的コストの削減を目指すという点で、REFIT プログラムの一部であり、完全に整合している。

規則の変更に伴う節約額は、標準原価法を用いて推計されており、産業排出ポータルへの 7,000 万ユーロが含まれる。電池規則については、法文の明確化によるメリットがある。

- ・基本的権利

影響は想定されない。

4. 予算への影響

該当なし。

5. その他の要素

- ・実施計画及び監視、評価、報告体制

想定される変更は非常に具体的かつ直接適用可能なため、実施計画による裏付けは不要である。当然のことながら、基礎となる法律は、政策サイクル全体に亘るより良い規制に関する欧州委員会の政策の一環として、通常の方法に従って評価されるため、影響は適時に評価される。

- ・説明文書（指令用）

直接適用される規則には該当しない。

- ・提案の具体的規定の詳細な説明

第 1 条は、規則 (EU) 2023/1542 の改正を規定する。

第 2 条は、規則 (EU) 2024/1244 の改正を規定する。

一部要件の簡素化及び行政負担の軽減に関し、規則(EU) 2023/1542 及び規則(EU) 2024/1244 を改正する欧州議会及び閣僚理事会規則案 (EEA 関連テキスト)

欧洲議会及び欧洲閣僚理事会は、

欧洲連合の機能に関する条約、特に同条約第 114 条および第 192 条第 1 項を考慮し、

欧洲委員会からの提案を考慮し、

立法法案を各国議会に送付した後、

欧洲経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常の立法手続きに従い、

一方：

(1) 欧洲委員会 2024～2029 年度政治ガイドライン[3]は、高い基準を維持し、欧洲グリーンディール[4]に定められた目標に沿って、法令の重複や矛盾を排除するために法令を簡素化することを目標としていること。

(2) 2024 年ドラギ報告書[5]は、規制上の障害と規制上の事務負担が特に中小企業にとっての主要課題の一つであると指摘しており、これを受け「競争力コンパス[6]」は、規制環境の簡素化、負担の軽減、迅速性と柔軟性の促進など、競争力を支える一連の水平的促進要因を特定していること。

(3) 欧洲委員会は、2025 年 2 月 11 日付の「よりシンプルで迅速な欧洲：実施と簡素化に関するコミュニケーション」[7]において、現場の人々と企業にとって迅速かつ目に見える改善をもたらす実施と簡素化のアジェンダのビジョンを示した。これは漸進的なアプローチ以上のものであり、EU はこの目標を達成するために大胆な行動をとる必要がある。欧洲委員会、欧洲議会、欧洲閣僚理事会、加盟国のあるるレベルの当局、そして利害関係者は、EU、各国、地域の規則を合理化・簡素化し、政策をより効果的に実施するために協力する必要があること。

(4) 報告負担とコンプライアンス費用の軽減、相互運用性の向上、競争力の強化という欧洲委員会のコミットメントを踏まえ、欧洲グリーンディールの政策目標[10]及び持続可能な金融行動計画[11]を維持しつつ、欧洲議会及び閣僚理事会規則(EU) 2023/1542[8]及び規則

(EU) 2024/1244[9]に定められた特定の規定を改正する必要があること。

(5) 当初の文書との整合性を維持し、立法趣旨を尊重するため、規則(EU) 2023/1542 の改正は条約第 114 条に基づき、規則(EU) 2023/1542 第 8 章及び規則(EU) 2024/1244 の改正は条約第 192 条第 1 項に基づくこと。

(6) 販売方法を問わず全ての事業者が規則(EU) 2023/1542 における生産者定義の対象となるよう、加盟国において電池を販売し、かつ他の加盟国又は第 3 国に拠点を置く製造業者、輸入業者、販売業者、その他の自然人又は法人は、遠隔販売契約による販売の場合だけでなく、生産者として認められることを明確にする必要があること。

(7) 規則(EU) 2023/1542 第 13 条に基づき、電池には有害物質の存在を示すラベルを付する必要がある。同規則のリサイタル(44)に従い、規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EC) 1272/2008 に基づいて特定された高懸念物質に言及することにより、ラベルを付すべき物質の範囲を一層明確にする必要があること。

(8) 軽量輸送手段 (LMT) 用バッテリー及びバッテリーパックがセルレベルで着脱可能かつ交換可能であることの要件は、故障したバッテリーセルが適切な条件下で交換されない場合、予期せぬ安全上の懸念を引き起こす可能性がある。従って、安全性と修理可能性の適切なバランスを実現するためには、LMT 用バッテリー及び LMT 用バッテリーパックが独立した専門家によってモジュールレベルで容易に着脱可能かつ交換可能であることを義務付けることが適切であること。

(9) 規則(EU) 2023/1542 は、欧州委員会に対し、加盟国から提供された情報のレビュー結果に関する報告書を公表することを義務付けている。実際には、第 76 条(4)は余りに規範的であり、実施に関するデータの分析が評価サイクルと合致しない時期に要求され、情報の一部しかカバーしていないことを意味した。従って、この要件は削除され、より柔軟なデータレビューが可能になるべきである。情報に基づいた意思決定は、EU 域内のガバナンスプロセスに不可欠である。これに拠り、欧州委員会は加盟国から報告されたデータを引き続きレビューすべきであること。

(10) 事業者及び企業に対する要件を簡素化し、人の健康及び環境の保護に関する同等の基準を維持しつつ、規則 (EU) 2024/1244 第 6 条に基づく報告に伴う事務負担を軽減するため、加盟国に対し、畜産・水産養殖施設の事業者に対し、廃棄物の敷地外移転、排水中の汚染物質の敷地外移転、生産量及び稼働時間に関する報告を免除することを認めることが適切である。但し、これらの情報は、同規則第 7 条に定められた要件を満たす観点から、他の

手段によって収集可能であることを条件とする。更に、畜産・水産養殖施設の事業者に対する事務負担を最小限にするため、水、エネルギー及び関連原材料の使用に関する報告は義務付けられるべきではないこと。

(11) 規則(EU) 2023/1542 及び規則(EU) 2024/1244 は、それに応じて改正されるべきであること。

次の規則を採択する：

第1条 規則(EU) 2023/1542 の改正

規則(EU) 2023/1542 は、次のように改正される：

(1) 第3条(1)は、次のように改正される：

(a) ポイント(47)中、ポイント(d)を次の文に置き換える：

「(d) 加盟国内において、家電製品、軽輸送手段又はその他の車両に組み込まれたものを含む電池を、一般家庭であるか否かを問わず、最終消費者に直接販売し、かつ、他の加盟国又は第3国に拠点を置いている者。」

(b) 次のポイント(69)を追加する：

「高懸念物質」とは、第3条に定める基準、規則(EC) No 1907/2006 の第57条に規定され、同規則第59条(1)に従って特定される物質、又は規則(EC) No 1907/2006 の第57条に規定される基準を満たし、規則(EC) 1272/2008 付属書 VI に列挙される物質を満たす物質をいう。」

(2) 第11条第5項は、次の文に置き換えられる：

「5. LMT電池を組み込んだ製品を市場に投入する自然人又は法人は、当該電池、並びに電池パックに含まれる個々の電池モジュールが、製品の耐用年数中いつでも、独立した専門家によって容易に取り外し及び交換可能であることを確保しなければならない。」

(3) 第76条(4)の第2、第3及び第4センテンスを削除する。

(4) 付属書VIパートAポイント8は、次の文に置き換えられる：

「8.電池に含まれる、水銀、カドミウム及び鉛以外の、第3条(1)(69)に規定する極めて高い懸念のある物質であって、重量比で0.1%以上の濃度で存在するもの。」

第2条 規則(EU) 2024/1244 の改正

規則(EU) 2024/1244 第6条第9項は、次のとおり置き換えられる：

「9. 第1項第1サブパラグラフポイント(d)に規定する報告要件は、附属書Iの2行目及び

7行目に規定する活動を行う施設の運営者（「畜産及び水産養殖施設の運営者」）には適用されない。

加盟国は、畜産及び水産養殖施設の運営者に代わって、第1項第1サブパラグラフポイント(a)に規定する意図的な放出を自ら定量化することを決定することができる。この場合においては、第1項から第8項までは、当該放出に係る事業者には適用されない。

加盟国は、畜産施設及び水産養殖施設の運営者に対し、本条第1項第1サブパラグラフポイント(b)、(c)、(e)、(f)及び(g)に規定する事項のいずれかに関する報告を免除することを決定することができる。但し、加盟国が第7条に基づく義務を履行するために他の手段により当該情報を収集できる場合に限る。この場合において、本条第1項から第8項は、当該事項に関して当該運営者には適用されない。」

第3条

本規則は、欧州連合官報公示日から20日目に発効する。

本規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定

欧州議会を代表して 議長
閣僚理事会を代表して 議長

③「電池及び廃電池、包装及び包装廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関するルールの適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会規則案」

https://environment.ec.europa.eu/document/download/4a96a176-3ac0-4702-b919-68510201d3c7_en?filename=COM_2025_982_1_EN_ACT_part1_v5.pdf

説明覚書

1. 提案の背景

・ 提案の理由と目的

EU の立法は、政策目標を効率的、効果的、かつ透明性をもって達成すべきである。これらの長年にわたる原則は、2001 年のガバナンス白書(1)に遡ることができる。この白書は、より良い規制とステークホルダーの関与を欧州の政策立案の中心に据えている。競争力コンパス(2)は、責任ある立法の推進を継続している。この白書は、欧州企業の競争力を再燃させるため、立法を簡素化するための前例のない取り組みを発表した。更に、欧州委員会はその後、企業（行政機関と共同で）と中小企業の行政コストをそれぞれ 25% と 35% 削減するという目標を強化した(3)。

現在、EU の環境法は成熟している。欧州委員会は、これらの法律を効果的に管理する義務を真剣に受け止め(4)、法律の適用状況の見直しに多大な投資を行い、法律が意図したとおりに機能し、問題のある課題に早期に対処することを確保している。更に、欧州委員会は、現任期中に全ての EU 法を「ストレステスト」することを約束している。本提案（及び「オムニバス」パッケージに含まれる他の提案）の内容は、市民社会からの広範な対話と意見に基づき、欧州委員会が環境分野(5)において継続的に実施している「ストレステスト」の初期の成果を表している。オムニバスパッケージは、循環型経済、産業施設の運営、地理空間データの管理、環境許可に関する法律を扱っている。

上記の法律は、公正なグリーン・デジタル移行、そして特に循環型経済への移行という EU のコミットメントを実現する上で極めて重要な部分である。この法律が効果的に機能し、単一市場などの EU の資産を活用し、企業、公共機関、そして市民に不必要的コストを課さないことが重要である。

この指令案は、EU 加盟国に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者が、電池及び廃電池に関する規則(EU) 2023/1542（電池規則）(6) 並びに包装及び包装廃棄物に関する規則(EU) 2025/40（包装規則）(7) に基づき設立された、当該他の加盟国における拡大生産者責任制度への参加に関して、管理上の負担を軽減することを目的としている。

加盟国の市場に投入される製品の製造者は、製品の寿命終了時に製品の管理費用を負担す

る責任を負う（いわゆる「拡大生産者責任（EPR）」）。廃棄物枠組み指令は、拡大生産者責任に関する最低限の一般要件を定めているが、製品群ごとの具体的な規則は、包装及び包装廃棄物に関する規則、電池及び廃電池に関する規則、電気・電子廃棄物に関する指令、シングルユースプラスチック指令、並びに廃車指令（現在、継続中の通常立法手続きにより改正対象となっている）⁽⁸⁾などの他の法令に規定されている。加盟国は、廃棄物枠組み指令第8条及び第8a条に定められた最低限の要件を満たす限り、他の製品についても拡大生産者責任に関する国内規則を制定することができる。

拡大生産者責任の公認代理人は、加盟国において製品を販売する事業者（生産者）が、当該加盟国に拠点を有していない場合、又は第3国に拠点を有する場合、当該事業者に代わって活動する。その目的は、加盟国の領域内で製品を提供する生産者が拡大生産者責任に関する規則を遵守し、当該加盟国で発生する廃棄物の管理費用が賄われるようになることである。

2025年5月の単一市場戦略に関するコミュニケーション⁽⁹⁾において、欧州委員会は、EPR規則の複雑さが域内市場における主要な障壁であることを強調した。特に、生産者が製品を販売する各加盟国においてEPRの公認代理人を置く可能性又は義務に関して、その複雑さが顕著である。

この提案は、EU域内に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者がEPRの公認代理人を任命するかどうかを選択できるようにすることで、更なる柔軟性を提供する。第3国に拠点を置く生産者のためのEPRの公認代理人の任命に関する規定は、現在分野別法令に含まれているとおり維持されるべきである。

この提案は、環境及び廃棄物管理分野における2つの規則の特定の規定を停止するものである。これらの規則の更なる改正、又は規定の更なる停止は、本提案の範囲及び目的から完全に外れている。こうした改正の必要性は、[Chapeau Communication]及び欧州委員会作業計画2026で発表されたEU環境法の更なるストレステストの意味合いにおいて、適宜評価される可能性がある。欧州委員会は、本提案に関する立法プロセスがその本質的な目的を完全に維持し、歪曲することのないよう、共同立法者と建設的に協議する。

- ・ 政策分野における既存の政策規定との整合性

本提案は、拡大生産者責任制度の運用について、循環型経済／廃棄物関連法制全体において同様のアプローチを推進する。これにより、域内市場の機能を促進するとともに、事業運営を支援する。

- ・他の EU 政策との整合性

本提案は、主に事業者の煩雑な手続きの簡素化を目的とした一連の措置の一部である。これは、欧州委員会のより良い規制に関する政策、及び EU における競争力と経済の強靭性の向上を促進するという競争力コンパスの目的と完全に整合している。これらの措置によって導入される合理化は、関係する政策分野における目標の達成や立法された法の根拠に影響を与えるものではない。

2. 法的根拠、補完性、比例性

- ・法的根拠

本提案の法的根拠は、電池に関しては欧州連合条約第 192 条(1)、包装に関しては欧州連合条約第 114 条である。これは、本提案によって停止される、拡大生産者責任に関する公認代理人に関する規定を含む規則の根底にある法的根拠を反映している。

- ・補完性（非排他的管轄権について）

電池規則は、今後数年間の電池需要の見通し、脱炭素化経済への世界的な移行における電池の戦略的役割、そして機能的な域内市場を確立し、市場の歪みを回避する必要性を認識して採択された。従って、電池規則は、電池の持続可能性、性能、安全性、回収、リサイクル、セカンドライフ、そしてエンドユーザーと事業者向けの電池に関する情報に関する共通ルールを定めている。これらの理由から、規則の規定の一時停止も同様に補完性の根拠に基づき正当化される。

製品は、生産地から使用又は消費地まで保護され、輸送が容易な適切な包装を必要とする。包装の域内市場における障壁の防止は、製品域内市場の効率的な機能を促進する上で重要である。断片的な規則や曖昧な要件は、事業者にとって不確実性と追加コストを齎す。これらの理由から、規則の規定の一時停止も同様に補完性の根拠に基づき正当化される。

- ・比例性

循環型経済に関する法律の場合、本提案は、廃棄物、電池、又は包装が使用済みとなった時点で適切に管理されることを確保するという政策目標を達成するための代替手段を導入するものである。これらは、加盟国全体で事業を展開する生産者の懸念に応えるものである。

- ・手段の選択

提案の対象となる基礎となる法律が規則であることを考慮すると、規制案は適切な手段の選択である。

3. 事後評価、協議、影響評価の結果

- ・既存法の事後評価／適合性確認 利害関係者

電池規則及び包装規則の改正は、影響評価によって裏付けられた欧州委員会の提案に基づき、最近、立法者によって採択された。現時点では標準的な評価を行うには時間が足りず、実務経験も不足しているため、評価を実施することはできない。

- ・利害関係者との協議

本提案に付随するスタッフの作業文書には、本提案の作成を支援するために実施された様々な協議活動に関する詳細情報が記載されている。主要な協議活動の概要は以下に記載されている。

この包括提案を準備するため、以下の協議活動が実施された：

- 環境包括提案に関するエビデンス募集[10] は、2025年7月22日から2025年9月10日まで、フィードバックを受け付けた。
- 環境法の簡素化に関するハイレベル・ラウンドテーブルは、2025年10月2日に開催された。

環境法の簡素化に関するエビデンス募集は、多くの注目を集めた。欧州委員会は、環境法の簡素化パッケージに関するエビデンス募集を「Have-Your-Say」ウェブサイトに掲載した。

「環境法における行政負担の簡素化」。フィードバック期間は2025年7月22日から2025年9月10日までであった。全てのフィードバックは「Have-Your-Say」ウェブサイトに掲載されている。

エビデンス募集には190,998件の意見が寄せられ、そのうち189,751件(99.3%)は市民からのものであった。市民以外の組織からの意見は1,247件(0.7%)あり、企業や業界団体、非政府組織(環境団体など)、公的機関、学者などが含まれている。これらの意見には、主に立場表明書など622件の添付資料が添付されており、具体的な提案が含まれている場合が多かった。

企業側からは、成長と持続可能な生産を両立させるための柔軟性を企業に与える、負担の少ない規制が支持されている。行政上の義務は規範的過ぎて付加価値を生まないという認識がある。

市民社会側からは、例えば重複事項の排除や過度に詳細な規制の回避などにより、環境と社会基準の保護を容易にし、規制緩和を回避する簡素化が支持されている。しかしながら、規制の簡素化に向けた取り組みが環境保護を損なう可能性があるという懸念もある。市民は、

EUに対し、新たな簡素化策を策定するのではなく、既存の法律の執行に重点を置くよう求めた。

欧州委員会は現在、2026年の循環経済法の策定を支援するため、影響評価を準備している。この評価では、既存の（廃棄物及び循環経済関連の）法、特にEPR関連法の簡素化も含め、進行中の協議活動を活用する。

- ・専門知識の収集と活用

欧州委員会は、本提案に関連する専門知識を提供するため、外部サービスプロバイダーと契約した。特に、契約業者は、既存の環境関連法体系を精査し、報告義務やその他の行政義務、並びにこれらの義務の簡素化の可能性を特定した。更に、契約業者は、包括パッケージの条項を簡素化するための可能な措置によるコスト削減の定量化にも協力した。契約業者から提供された情報は全て公開される。

- ・影響評価

影響評価は、主に本提案が非常に具体的であり、根本的な問題を改善するための選択肢が殆どないことから作成されていない。但し、本提案にはスタッフ作業文書が添付されている。この文書は、提案内容の正当性を示し、予想される影響に関する定量的な情報を示している。また、欧州委員会が受け取った利害関係者の意見と意見も示している。

- ・規制の適合性と簡素化

規制の適合性とパフォーマンス・プログラム（REFIT）に基づき、欧州委員会は、その法令が目的に適合し、利害関係者のニーズに的を絞り、その目的を達成しつつ負担を最小限に抑えることを確保している。従って、本提案は、拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関連する行政手続きを簡素化し、生産者の不要なコストを削減することを目指す点で、REFITプログラムの一部であり、かつ完全に整合している。

- ・基本的権利

本提案は、拡大生産者責任のための公認代理人の任命にのみ影響を与えるため、EU基本権憲章に定められた基本的権利に悪影響を及ぼすことはない。

4. 予算への影響

該当なし。

5. その他の要素

- ・実施計画、監視、評価、報告体制 本提案は非常に特殊な性質を有するため、新規定の適

用を導く実施計画は必要ない。影響を受ける規制の既存の監視及び報告規定は継続される。

・ 説明書（指令用）

該当なし。

・ 提案の具体的規定の詳細な説明

第1条は、規則(EU) 2023/1542 第 56 条(3)の適用を 2035 年 1 月まで停止する。

第2条は、規則(EU) 2025/40 第 45 条(3)の適用を 2035 年 1 月まで停止する。

電池及び廃棄電池、包装及び包装廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する規則の適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会規則案（EEA 関連テキスト）

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第 192 条(1)及び第 114 条を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

送付後各国議会に立法草案を提出し、

欧州経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常の立法手続きに従い、

一方：

(1) 欧州委員会の 2024～2029 年の任期に関する政治ガイドライン[3]は、高い水準を維持し、欧州グリーンディールに定められた目標に沿って、重複や矛盾を排除するために、法令を簡素化、統合、法典化するという目標を示していること。

(2) 欧州委員会は、「よりシンプルで迅速な欧州：実施と簡素化に関するコミュニケーション」[4]と題するコミュニケーションにおいて、現場の人々と企業にとって迅速かつ目に見える改善を齎す実施と簡素化のアジェンダのビジョンを示した。これには漸進的なアプローチ以上のものが求められ、EU はこの目標を達成するために大胆な行動をとる。欧州議会、

閣僚理事会、欧州委員会、加盟国のあるべきのレベルの当局、そして利害関係者は、EU、各國、そして地域レベルの規則を合理化・簡素化し、政策をより効果的に実施するために協力する必要があること。

(3) 欧州委員会は、単一市場戦略に関するコミュニケーション[5]において、域内市場への障壁として、企業が国境を越えた物品やサービスの販売、規模拡大、移動を困難にする、一貫性のない各國規制に直面していることを挙げた。欧州委員会は、最も有害な 10 の障壁に優先的に取り組むことを約束した。コミュニケーションでは、EU 域内で国境を越えて事業を展開する企業から最も頻繁に報告される障壁の一つとして、拡大生産者責任制度の特定の特徴が挙げられた。拡大生産者責任制度は EU の法令に由来するものの、原則と要件の統一性の欠如が、加盟国で設立される拡大生産者責任制度の多様性を生み、規制の複雑さと企業にとって大きな事務負担を齎している。本規則は、廃棄物分野における拡大生産者責任制度のより抜本的な簡素化に向けた第一歩であり、今後制定される循環経済法は、さらなる簡素化を規定することになること。

(4) 特に、拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する分野別法令の現行規定のハーモナイゼーションの欠如により、複数の加盟国に拠点を置いていない生産者にとって、任命に関連する義務の履行が不必要的事務負担となる可能性がある。特に中小企業にとって、生産者が製品を市場に投入する全ての加盟国で個別に公認代理人を任命する義務は、費用面で大きな課題となる。EU 域内に拠点を置く生産者に平等な条件を確保する観点から、生産者が拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関し全ての加盟国で同一の規則に従うことが重要である。現在、異なる製品に対する法的枠組みが断片化しており、最大 26 の加盟国において拡大生産者責任のための公認代理人を任命する要件を満たすことに伴う事務負担は、EU 域内に拠点を置く生産者の競争力を阻害している。従って、既存の規則を効果的かつ迅速に調和させ、これらの生産者にかかる関連負担を軽減することが極めて重要である。このため、欧州委員会は現在、生産者による「汚染者負担」原則の遵守を保障する手段として公認代理人を任命する義務について、その有効性、事務的負担、域内市場における意図せぬ障壁について検討を行っている。この検討は、より効果的で負担の少ない代替的な解策に繋がる可能性が高いこと。

(5) 生産者に対する要件を簡素化し、事務的負担を軽減するため、電池生産者及び包装又は包装製品生産者（「包装材生産者」）は、自らが拠点を置いていない他の加盟国の市場で製品を販売する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するかどうかを選択できるべきであるが、任命は義務付けられるべきではない。これにより、拡大生産者責任に関する公認代理人を既に任命している生産者は既存の取決めを維持することができ、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命したくない生産者の費用と事務的負担は直ちに軽減されるこ

と。

- (6) 第3国に設立された電池生産者及び包装生産者に関するトレーサビリティと執行の確保は、EU域内で操業する生産者に比べて困難である。なぜなら、これらの生産者は加盟国の執行権限の領域範囲外にあり、域内市場における義務及び判決の執行を可能にするEUの行政・司法協力メカニズムの対象外だからである。従って、第3国に設立された生産者に対する拡大生産者責任の公認代理人の任命に関する既存の規定は、現状のまま維持されるべきである。これに拠り、加盟国は、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2025/40[6]において、第3国に設立された生産者が包装又は包装製品を自国の領域で初めて提供する際、拡大生産者責任の公認代理人を任命するよう決定できるとする規定は、引き続き適用されるべきである。しかしながら、加盟国は、代替手段を通じて、第3国に設立された包装生産者に関するトレーサビリティと執行を確保することが認められるべきである。同様に、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2023/1542[7]は、EU域内又は第3国に拠点を置き、加盟国の領域内で遠隔契約を通じて電池を提供している電池生産者は、公認代理人を任命しなければならないと定めており、この規定は、第3国に拠点を置く生産者にも適用される範囲において、引き続き適用されるべきである。しかしながら、加盟国は、第3国に拠点を置く電池生産者に関し、代替手段を通じてトレーサビリティと執行を確保することを義務付けられねばならないこと。
- (7) 欧州連合域内に拠点を置き、遠隔契約により他の加盟国の最終消費者に直接電池を販売する生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付ける規則(EU)2023/1542の規定は、2035年1月1日まで停止されねばならないこと。
- (8) 欧州連合域内に拠点を置き、包装又は包装製品を他の加盟国の領域で初めて最終消費者に直接提供する生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付ける規則(EU)2025/40の規定は、2035年1月1日まで停止されねばならないこと。
- (9) 欧州委員会は、拡大生産者責任制度の包括的な改革のための法案を準備している。この提案は、作業計画に基づき、欧州委員会により2026年に提出される予定である。この法案は通常の立法手続きの対象となり、欧州議会及び閣僚理事会で採択された場合、加盟国及び生産者は、拡大生産者責任に関する規制及び組織上の措置、並びにその行動を新たな規則に適合させるために必要な措置を講じなければならないこと。
- (10) 加盟国のいずれかに設立された電池製造業者及び包装製造業者が、電池、包装、又は包装製品を他の加盟国で販売する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命することを義務付ける規定の適用を一時停止することは、生産者の負担を直ちに軽減するための

予備的措置であり、拡大生産者責任制度の包括的な改革の実施への道を開くものであること。

(11) 本規則の目的、即ち、EU 域内に拠点を置く生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するかどうかに関して柔軟性を与えることは、加盟国だけでは十分に達成できず、むしろ、措置の規模と影響を考慮すると、EU レベルでよりよく達成できるため、EU は、欧州連合条約第 5 条に規定されている補完性の原則に従って措置を講じることができる。同条に定める比例性の原則に従い、本規則は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えるものではないこと。

次の規則を採択する：

第 1 条 規則(EU) 2023/1542 第 56 条(3)の適用停止

規則(EU) 2023/1542 第 56 条(3)の適用は、2035 年 1 月 1 日まで停止される。

第 3 国に設立された電池生産者について、加盟国が拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付けていない場合、加盟国は、代替手段を通じて第 3 国に設立された電池生産者に関するトレーサビリティと執行を確保するものとする。

第 2 条 規則(EU)2025/40 第 45 条(3)の適用停止

規則(EU)2025/40 第 45 条(3)の適用は、2035 年 1 月 1 日まで停止される。

加盟国は、第 3 国に設立された生産者が、包装又は包装製品を自国の領域内で初めて提供する際、書面による委任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命しなければならないことを規定するか、又は代替手段により、第 3 国に設立された包装生産者に関するトレーサビリティ及び執行を確保することができる。

第 3 条 発効

この規則は、欧州連合官報公示日から 20 日目に発効する。

この規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定された

欧州議会を代表して 議長

閣僚理事会を代表して 議長

④「廃棄物、廃電気電子機器、シングルユースプラスチック廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関するルールの適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会指令案」

https://environment.ec.europa.eu/document/download/b7fc3a60-6895-441c-9a12-d9c37de5f3bb_en?filename=COM_2025_983_1_EN_ACT_part1_v5_0.pdf

説明覚書

1. 提案の背景

・ 提案の理由と目的

EU の立法は、政策目標を効率的、効果的かつ透明性をもって達成すべきである。これらの長年に亘る原則は、2001 年のガバナンス白書(1)に遡ることができる。この白書は、より良い規制とステークホルダーの関与を欧州の政策立案の中心に据えている。競争力コンパス(2)は、責任ある立法の推進を継続している。この白書は、欧州企業の競争力を再燃させるため、立法を簡素化するための前例のない取り組みを発表した。更に、欧州委員会はその後、企業（行政機関と共同で）と中小企業の行政コストをそれぞれ 25% と 35% 削減するとして目標を強化した(3)。

現在、EU の環境法は成熟している。欧州委員会は、これらの法律を効果的に管理する義務を真剣に受け止め(4)、法律の適用状況の見直しに多大な投資を行い、法律が意図したとおりに機能し、問題のある課題に早期に対処することを確保している。更に、欧州委員会は、現任期中に全ての EU 法を「ストレステスト」することを約束している。本提案（及び「オムニバス」パッケージに含まれる他の提案）の内容は、市民社会からの広範な対話と意見に基づき、欧州委員会が環境分野(5)において継続的に実施している「ストレステスト」の初期の成果を表している。オムニバスパッケージは、循環型経済、産業施設の運営、地理空間データの管理、環境許可に関する法律を扱っている。

上記の法律は、公正なグリーン・デジタル移行、そして特に循環型経済への移行という EU のコミットメントを実現する上で極めて重要な部分である。この法律が効果的に機能し、単一市場などの EU の資産を活用し、企業、公共機関、そして市民に不必要的コストを課さないことが重要である。

この具体的な指令案は、EU 加盟国に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者が、以下の EU 協定に基づき当該他の加盟国において設立された拡大生産者責任制度に参加することに関し、当該生産者の行政上の負担を軽減することを目的としている：

－廃棄物に関する指令 2008/98/EC (6)

－廃電気電子機器に関する指令 2012/19/EU (7)

－特定プラスチック製品の環境影響の削減に関する指令(EU)2019/904 (8)

この提案は、環境及び廃棄物管理の分野における上記指令の一部規定の適用を停止するものである。これらの指令の更なる改正又は規定の更なる適用停止は、本提案の範囲及び目的から完全に外れている。こうした改正の必要性は、[Chapeau Communication] 及び 2026 年の欧州委員会作業計画で発表された EU 環境法の更なるストレステストの意味合いで、必要に応じて評価される可能性がある。欧州委員会は、現在の提案に関する立法プロセスがその本質的な目的を完全に維持し、それを歪曲しないようにするために、共同立法者と建設的に協議する。

加盟国に上市される製品の生産者は、製品の寿命終了時に製品の管理費用を負担する責任を負う（いわゆる「拡大生産者責任（EPR）」）。廃棄物枠組み指令は、拡大生産者責任に関する最低限の一般要件を定めているが、包装及び包装廃棄物規則、電池及び廃電池規則、電気電子機器廃棄物指令、シングルユースプラスチック指令、並びに使用済み自動車に関する指令（現在、継続中の通常立法手続きに基づき改正対象となっている）(9)など、他の法令には、製品群ごとの具体的なルールが存在する。加盟国は、廃棄物枠組み指令第 8 条及び第 8a 条に定められた最低限の要件を満たすことを条件として、他の製品についても拡大生産者責任に関する国内のルールを制定することができる。

EPR の公認代理人は、加盟国において製品を販売する事業者（生産者）が、その加盟国に拠点を置いていない場合、又は第 3 国に拠点を置いている場合、その事業者に代わって活動する。その目的は、加盟国の領土内で製品を販売する生産者が EPR 規則を遵守し、廃棄物管理費用を賄うことである。

2025 年 5 月の単一市場戦略に関するコミュニケーション(10)において、欧州委員会は、域内市場における主要な障壁として EPR 規則の複雑さ、特に生産者が製品を販売する各加盟国において EPR の公認代理人を置く可能性又は義務を強調した。

本提案は、EU 域内に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者が EPR の公認代理人を任命するかどうかを選択できるようにすることで、更なる柔軟性を提供する。第 3 国に拠点を置く生産者のための EPR の公認代理人の任命に関する規定は、現在分野別法令に含まれているとおりに維持されるべきである。

- ・政策分野における既存の政策規定との整合性

本提案は、循環経済／廃棄物関連法令全体において、拡大生産者責任（EPR）制度の運用に関して同様のアプローチを推進する。これにより、域内市場の機能促進と事業運営の支援が促進される。

- ・他のEU政策との整合性

本提案は、主に経済事業者の官僚主義的な手続きの簡素化を目的とした一連の措置の一部です。これは、欧州委員会のより良い規制に関する政策、及びEUにおける競争力と経済の回復力の向上を促進するという競争力コンパスの目的と完全に整合している。これらの措置によって導入される合理化は、関係する政策分野における目標の達成や、立法された法の根拠に影響を与えるものではない。

2. 法的根拠、補完性、比例性

- ・法的根拠

本提案の法的根拠は、TFEU第192条第1項である。これは、本提案によって停止される、拡大生産者責任に関する公認代理人に関する規定を含む指令の根底にある法的根拠を反映している。

補完性（非排他的管轄権について）

廃棄物指令：廃棄物は国境を越える可能性のある商品であり、循環型経済の構築が進むにつれて、国境を越える可能性は一層高まっていくだろう。廃棄物が均一に管理され、材料が同一の方法で再利用・リサイクルされ、市場が効率的に機能するためには、EU全体で共通のルールとアプローチが必要である。従って、廃棄物に関するルールの変更もEUレベルで取り組む必要がある。

特定のプラスチック製品（シングルユースでプラスチック）による危害を防止する指令：ごみは国境を越えて散乱し、ある加盟国から出たごみが他の加盟国の海や海岸に流れ込む可能性がある。更に、ごみ対策に必要な措置は、特定の製品における市場の分断を防ぐための一貫性が求められる。そのため、シングルユース製品に関するEU指令は必要不可欠であり、加盟国が単独で達成できる以上の付加価値を齎す。これらのルールの変更には、EUレベルでの対応も必要である。

電気電子機器廃棄物に関する指令：電気電子機器廃棄物は国境を越える可能性のある商品であり、循環型経済の構築が進むにつれて、益々国境を越える可能性が高まる。市場が効率的に機能するためには、電気電子機器廃棄物が均一に管理され、材料が同様の方法で再利用・リサイクルされるように、EU全体で共通の規則とアプローチが必要である。従って、

電気電子機器廃棄物に関する規則の変更も EU レベルで取り組む必要がある。

- ・ 比例性

循環型経済に関する法律の場合、本提案は、廃棄物が使用済みとなった時点で適切に管理されることを確保するという政策目標を達成するための代替手段を導入するものである。これらは、加盟国全体で事業を展開する生産者の懸念に応えるものである。

- ・ 手段の選択

本提案によって停止される法律は指令であるため、指令の提案は適切な手段の選択である。

3. 事後評価、利害関係者協議、および影響評価の結果

- ・ 既存法の事後評価／適合性確認

影響評価によって支持された欧州委員会の提案に基づき、廃棄物に関する指令の的を絞った改正が最近、立法者によって採択された。この的を絞った改正により、欧州委員会は 2029 年末までに指令を評価し、必要に応じて改正するという新たな義務を課せられた。廃電気電子機器指令の評価は最近実施された[11]。特定のプラスチック製品による危害の防止に関する指令の評価は現在進行中であり、2027 年に完了する予定である。

- ・ 利害関係者との協議

本提案に付随する職員作業文書には、本提案の準備を支援するために実施された様々な協議活動に関する詳細情報が記載されている。主要な協議活動の概要は以下のとおり。

この包括提案の準備のために、以下の協議活動が実施された。

- － 2025 年 7 月 22 日から 2025 年 9 月 10 日まで、環境包括提案に関するエビデンス募集 12 を実施し、フィードバックを求めた。
- － 2025 年 10 月 2 日に、環境法の簡素化に関するハイレベル・ラウンドテーブルを開催した。

環境簡素化に関するエビデンス募集は大きな注目を集めた。欧州委員会は、環境簡素化パッケージに関するエビデンス募集を「Have-Your-Say」ウェブサイト「環境法における行政負担の簡素化」に掲載した。フィードバック期間は 2025 年 7 月 22 日から 2025 年 9 月 10 日まででした。全てのフィードバックは「Have-Your-Say」ウェブサイトで公開されている。

エビデンス募集への提出は 190,998 件で、そのうち 189,751 件 (99.3%) は市民からのものであった。1,247 件 (0.7%) は市民以外の組織（企業、業界団体、非政府組織（環境団体な

ど)、公的機関、学者など)からの提出であった。これらの提出物には、主にポジションペーパーなど 622 件の添付資料が添付されており、具体的な提案が含まれていることが多かった。

企業の観点からは、企業が成長と持続可能な生産を両立できるよう、柔軟性を持たせる、負担の少ない規制が支持されている。行政上の義務は規範的過ぎて付加価値を生まないという認識がある。

市民社会からは、例えば重複事項の排除や過度に詳細な規制の回避などにより、環境と社会基準の保護を容易にし、規制緩和を回避する簡素化への支持が表明されている。しかしながら、規制簡素化の取り組みが環境保護を損なう可能性があるという懸念もある。市民は EU に対し、新たな簡素化策を策定するのではなく、既存の法律の執行に重点を置くよう強く求めた。

欧州委員会は現在、2026 年の循環経済法の制定を支援するため、影響評価を準備している。この評価では、進行中の協議活動を活用し、既存の（廃棄物及び循環経済関連の）法律、特に EPR 関連法律の簡素化も対象とする。

・ 専門知識の収集と活用

欧州委員会は、本提案に関連する専門知識を提供するために、外部サービスプロバイダーと契約を締結した。特に、契約業者は、報告義務やその他の行政上の義務と、これらの義務を簡素化する可能性を特定するため、既存の環境法体系を精査した。更に、請負業者は、包括パッケージの条項を簡素化するための可能な措置によるコスト削減の定量化に協力した。請負業者から提供された情報は全て公開される。

・ 影響評価

影響評価は作成されていない。主な理由は、提案が非常に具体的であり、根本的な問題を改善するための選択肢が殆どないことである。但し、この提案にはスタッフ作業文書が添付されている。この作業文書では、提案内容の正当性を示し、予想される影響に関する定量的な情報を提供している。また、欧州委員会が受け取った利害関係者の意見と意見も示している。

・ 規制の適合性と簡素化

欧州委員会は、規制の適合性とパフォーマンスに関するプログラム (REFIT) に基づき、その法令が目的に適合し、利害関係者のニーズに応え、その目的を達成しながら負担を最小限に抑えることを確保している。従って、この提案は、拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関連する行政手続きの簡素化と生産者の不要なコストの削減を目指すという点で、

REFIT プログラムの一部であり、完全に整合している。

- ・ 基本的権利

本提案は、拡大生産者責任に関する権限ある代表者の任命にのみ影響を与えるため、EU 基本権憲章に定められた基本的権利に影響を及ぼすものではない。

4. 予算への影響

該当なし。

5. その他の要素

- ・ 実施計画、監視、評価、報告体制

本提案は非常に特殊な性質を有するため、新規定の国内法への導入及び適用を規定する実施計画は不要である。影響を受ける指令における既存の監視及び報告規定は引き続き適用される。

- ・ 説明文書（指令用）

本提案は非常に特殊な性質を有するため、加盟国に対し、国内法への導入に関する説明文書の提出を求める必要はない。

- ・ 提案の具体的規定の詳細な説明

第 1 条は、指令 2008/98/EC 第 22a 条(3)第 1 項、指令 2012/19/EU 第 17 条(2)、及び指令 2019/904 第 8 条(7)の適用を 2035 年 1 月まで停止する。

廃棄物、廃電気電子機器、及びシングルユースプラスチック廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する規則の適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会指令案（EEA 関連テキスト）

欧州議会及び欧州閣僚理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第 192 条第 1 項を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

立法法案を各国議会に送付した後、

欧州経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常の立法手続きに従い、

一方：

- (1) 欧州委員会の 2024～2029 年の任期に関する政治指針[3]は、高い水準を維持し、欧州グリーンディールに定められた目標に沿って、重複や矛盾を排除するために、立法を簡素化、統合、成文化するという目標を示していること。
- (2) 欧州委員会は、2025 年 2 月 11 日付の「よりシンプルで迅速な欧州：実施と簡素化に関するコミュニケーション」[4]において、現場の人々と企業にとって迅速かつ目に見える改善をもたらす実施と簡素化のアジェンダのビジョンを示した。これは漸進的なアプローチ以上のものであり、EU はこの目標を達成するために大胆な行動をとる必要がある。欧州議会、欧州閣僚理事会、欧州委員会、加盟国のあるべきレベルの当局、そして利害関係者は、EU、各国、地域の規則を合理化・簡素化し、政策をより効果的に実施するために協力する必要があること。
- (3) 欧州委員会は、単一市場戦略に関するコミュニケーション[5]において、域内市場への障壁として、企業が国境を越えた物品やサービスの販売、規模拡大、移動を困難にする、一貫性のない各国の規制に直面していることを挙げた。欧州委員会は、最も有害な 10 の障壁に優先的に取り組むことを約束した。このコミュニケーションでは、EU 域内で国境を越えて事業を展開する企業から最も頻繁に報告される障壁の一つとして、拡大生産者責任制度（EPR）の特定の特徴が挙げられた。拡大生産者責任制度は EU 法に由来するものの、原則と要件の統一性の欠如により、加盟国において設立される拡大生産者責任制度の多様性が著しく、規制の複雑化と企業にとっての事務負担の増大に繋がっている。本指令は、廃棄物分野における拡大生産者責任制度の更なる簡素化に向けた第一歩であり、今後制定される循環経済法は、更なる簡素化を規定するはずであること。
- (4) 特に、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命に関する分野別法令の現行規定に関して、ハーモナイゼーションが欠如しているため、複数の加盟国で事業を展開する生産者に対し、公認代理人が設立されていない場合、任命に関連する義務の履行に不必要的事務負担が生じる可能性がある。特に中小企業にとって、生産者が製品を市場に投入する加盟国ごとに公認代理人を個別に任命する義務は、コスト面で大きな課題となる。欧州連合域内に拠点を置く生産者に平等な条件を確保するため、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC[6]、

2012/19/EU[7]、及び(EU)2019/904[8]における拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する規則が、同一の内容を有することが重要である。現在、様々な製品に対する法的枠組みが断片化しており、また、最大 26 の加盟国において拡大生産者責任のための公認代理人の任命要件を満たすことに伴う膨大な事務負担が、欧州連合域内に拠点を置く生産者の競争力を阻害している。従って、既存の規則を効果的かつ迅速に調和させ、生産者にかかる関連負担を軽減することが極めて重要である。このため、欧州委員会は現在、生産者による「汚染者負担」原則の遵守を保障するものとして公認代理人を任命する義務の有効性、それに伴う事務負担、及び域内市場に対する意図しない障壁について検討を行っている。このレビューにより、より効果的で負担の少ない代替解決策が生まれる可能性が高くなること。

(5) 生産者に対する要件を簡素化し、事務負担を軽減するため、繊維、繊維関連製品又は履物、電気電子機器、シングリュースプラスチック製品の生産者（以下「生産者」という。）は、自らが拠点を置いていない他の加盟国の市場で製品を提供する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するか否かを選択できるべきである。従って、加盟国は、EU 域内に拠点を置く生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付けるべきではないが、生産者が自らの裁量で拡大生産者責任に関する公認代理人を任命する選択肢は維持されるべきである。これにより、既に拡大生産者責任に関する公認代理人を任命している生産者は既存の取決めを維持することができ、同時に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命したくない生産者の費用及び事務負担は直ちに軽減されること。

(6) 第 3 国に設立された生産者に関するトレーサビリティと執行の確保は、EU 域内で操業する生産者と比較してより困難である。なぜなら、こうした生産者は加盟国の執行権限の領域的範囲外にあり、域内市場における義務と判決の執行を促進する EU の行政・司法協力メカニズムの対象外だからである。従って、第 3 国に設立された生産者に対して拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を任意とすることは、生産者が登録、報告、保証の提供、集団的制度への参加などの法的義務を履行しないフリーライド（タダ乗り）のリスクを高める可能性があり、第 3 国に設立された非準拠の生産者にとっての抜け穴を生み出す可能性がある。これに拠り、指令 2008/98/EC の規定は、第 3 国に拠点を置き、繊維製品、繊維関連製品又は履物を、遠隔契約を通じて自国の領域内で初めて最終消費者に直接提供する生産者に対し、自国の領域内に設立された法人又は自然人を、拡大生産者責任制度に関連する生産者の義務を自国の領域内で履行する目的で、書面による委任により公認代理人として任命することを加盟国に認めており、この規定は引き続き適用されるべきである。但し、加盟国は、代替手段を通じて第 3 国に拠点を置く生産者に関するトレーサビリティと執行を確保することを認められるべきであること。

(7) 指令 2008/98/EC、指令 2012/19/EU、及び指令 2019/904 の、拡大生産者責任に関する

公認代理人の任命を義務付ける規定は、2035年1月1日まで停止されるべきであること。

(8) 欧州委員会は、拡大生産者責任制度の包括的な改革のための立法提案を準備している。この提案は、作業計画に基づき、欧州委員会により2026年に提出される予定である。この法案は通常の立法手続きの対象となり、欧州議会及び閣僚理事会で採択された場合、加盟国及び生産者は、拡大生産者責任に関する新たなルールに、規制上及び組織上の措置並びに行動を適合させるために必要な措置を講じねばならないこと。

(9) 指令2008/98/EC、指令2012/19/EU、及び指令2019/904において、加盟国はEU域内に拠点を置く生産者が拡大生産者責任に関する公認代理人を任命することを認めるべきであると規定されており、加盟国に裁量の余地が残されている。加盟国は、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を国内法で義務付けるべきではないこと。

(10) 加盟国に拠点を置く生産者が他の加盟国で製品を販売する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命しなければならないという要件の適用を停止することは、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命したくない生産者の負担と費用を直ちに軽減するための予備的措置となる。このアプローチは、拡大生産者責任制度の包括的な改革の実施への道を開くものであること。

(11) 本指令の目的、即ち、EU域内に拠点を置く生産者に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するかどうかについて柔軟性を与えることは、加盟国だけでは十分に達成できず、むしろ措置の規模と影響を考慮すると、EUレベルでより効果的に達成できるため、EUは、欧州連合条約第5条に規定されている補完性の原則に従って措置を講じることができる。同条に定める比例性の原則に従い、本指令は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えるものではないこと。

次の指令を採択する：

第1条 停止

以下の規定の適用は、2035年1月1日まで停止する：

(a) 指令2008/98/EC第22a条(3)。

加盟国は、同指令第3条(4b)ポイント(d)に定義される第3国に拠点を置く生産者で、同指令附属書IVcに掲げる繊維製品、繊維関連製品又は履物を自国の領域で初めて提供する者が、自国の領域内に設立された法人又は自然人を、書面による委任により、拡大生産者責任制度に関する生産者の義務を自国の領域内で履行する目的で、その権限のある代表者として任命すること、又は代替手段を通じて第3国に拠点を置く生産者に関するトレーサビリティ及び執行を確保すると規定することができる；

(b) 指令 2012/19/EU 第 17 条(2) ;

(c) 指令(EU)2019/904 第 8 条(7)。

第 2 条 国内法への転換

1. 加盟国は、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を、遅くとも [OP: 本指令の発効から 12 ヶ月後の日付を記入] までに発効させる。加盟国は、直ちにこれらの規定の文言を欧州委員会に通知する。

加盟国がこれらの規定を採択する場合には、この指令への言及を含めるか、又は公式の公表の際にそのような言及を付記する。加盟国は、そのような言及の記載方法を決定する。

2. 加盟国は、この指令の対象となる分野において採択する国内法の主要な規定の文言を欧州委員会に通知する。

第 3 条 発効

この指令は、欧州連合官報掲載日の翌日から 20 日目に発効する。

第 4 条 宛名

この指令は、加盟国に宛てて発効する。

ブリュッセルにて採択された、

歐州議会を代表して 議長

閣僚理事会を代表して 議長

⑤「環境アセスメントの迅速化に関する欧州議会及び閣僚理事会規則案」

https://environment.ec.europa.eu/document/download/6f650a70-c4f5-4c79-a8dc-6efaff290494_en?filename=COM_2025_984_1_EN_ACT_part1_v10.pdf

説明覚書

1. 提案の背景

・ 提案の理由と目的

差し迫った地政学的及び競争力上の課題に加え、深刻な三重の地球規模の危機という状況において、EUは高い環境基準を確保しつつ、計画及び許可付与手続きを迅速化するための行動を緊急に取る必要がある。2025年10月23日、欧州閣僚理事会は欧州委員会に対し、EUアキウス[1]のストレステストへの取り組みを強化するよう要請した。現在実施中のストレステストの一環として、欧州委員会は、計画及び許可付与プロセスの中核を成す環境アセスメントをEU全体で迅速化するための具体的な措置を含む本提案を示す。

環境アセスメント迅速化に関する規則（以下「本提案」）の提案は、欧州連合の機能に関する条約で認められている目的である環境と人の健康の保護を確保するものである。この提案は、既存の環境を基盤とし、経済のあらゆるセクターにおける環境アセスメントのための共通の手続き的枠組みを提供する。実際、効率的かつ効果的な環境アセスメントを確保するためには、環境認可についても統一的かつ一貫性のある枠組みを整備する必要がある。そうでなければ、不一致は効率性を低下させ、プロジェクト開発者にとっての法的確実性を損なうからである。

この提案は、簡素化、一貫性、そして法的確実性を齎し、より迅速かつ質の高い環境アセスメントを実現し、あらゆるセクターに法的枠組みを提供する。これは、経済事業者、公共機関、そして一般市民の利益となる。この提案は、一部のセクターの優先的なニーズを認識しつつ、EUにおける環境アセスメントを簡素化し、高い一貫性を確保する。

再生可能エネルギー、電力網、蓄電プロジェクトおよび充電ステーション、データセンター、AIファクトリー又はギガファクトリー、循環型経済関連プロジェクト、エネルギー集約型産業の脱炭素化、港湾インフラなどは、今日の状況において、EU及び世界にとって戦略的なセクターの一部である。このリストは網羅的なものではなく、気候変動対策を講じつつ、EUの依存度を低減し、供給の安全性と全体的なレジリエンスを確保する上で、戦略的かつ中核的なセクターとして特定される可能性がある。更に、手頃な価格の住宅へのアクセスは、労働力の流動性を含め、EUの競争力にとって戦略的である。

戦略的セクターについては、本提案は、環境アセスメントのための強化された迅速化・合理

化された制度を規定する。環境アセスメントは、認可及び／又は計画手続きの不可欠な部分であり、重大な環境影響を防止又は最小限に抑えるとともに、計画、プログラム、プロジェクトに関する意思決定プロセスにおける透明性と効果的な公衆参加を確保するための不可欠な保障措置である。欧州連合機能条約に定められた予防原則に従い、環境アセスメントは体系的に高いレベルの環境保護を提供し、計画、プログラム、プロジェクトの策定に環境配慮を組み込むことで、環境影響の低減と持続可能性の向上を図り、ひいては持続可能な開発目標の達成に貢献する。

本提案は、「よりシンプルで迅速な欧州」に関するコミュニケーションの実施に貢献する。報告負担とコンプライアンス費用を軽減するため、欧州委員会は、欧州デジタル ID ウォレット及び欧州ビジネスウォレットとのシステムの利用と相互運用性、そして「ワンストオナリー」原則を本提案に統合する。これらの原則は、国、地域、地方自治体、および関係 EU 機関との連携の下、実施される。

本提案には、許可付与手続きにおける環境アセスメントに関する環境指令の適用に関する具体的な規定が含まれており、これは本提案の目的達成に不可欠である。これらの指令[2]の改正又は適用除外は、本提案の範囲及び目的から完全に逸脱する。欧州委員会は、本提案に関する立法プロセスがその本質的目的を完全に維持し、歪曲しないよう、共同立法者と建設的に協議していく。

- ・ 政策分野における既存の政策規定との整合性

本提案は、戦略環境アセスメント (SEA) [3] 指令及び環境影響評価 (EIA) 指令[4]、生息地指令 (HD) [5] 指令及び指令 (BD) [6]、そして水枠組み指令 (WFD) [7]に基づく環境アセスメントを包含する既存の環境法枠組みと整合する本提案はこれらの指令を補完し、環境アセスメントに関する一貫性のある包括的な法的枠組みを確保するものである

本提案はまた、経済の特定分野における許可付与プロセスの迅速化を目的として近年採択された立法された法である。これらの立法された法は、再生可能エネルギー指令 (RED III) [8]、ネットゼロ産業法 (NZIA) [9]、重要原材料法 (CRMA) [10]など、いくつかの戦略的分野における環境アセスメントを合理化及び迅速化するための規定が含まれている。この分野を対象とする追加的な法律、即ち重要医薬品法[11]と防衛即応プロジェクトの許可付与の迅速化に関する規則[12]が、共同立法者によって交渉中である。更にこの提案は、産業アクセラレーター法[13]、循環型経済法[14]、欧州グリッドパッケージ[15]、EU クラウド・AI 開発法[16]といった、準備中の分野別立法に関する今後の欧州委員会提案とも整合する。

更に、この提案は、2024～2029 年の欧州委員会の政治ガイドラインで発表された、より循

環的でレジリエントな経済という政治的優先事項とも整合する。欧州委員会は、2026年欧州委員会作業計画[17]に基づき、二次原材料の単一市場を確立し、高品質のリサイクル材料の供給を増加させ、EU域内でこれらの材料の需要を刺激する循環型経済法の提案を提示する予定である。この提案は、2030年までにEUを循環型経済における世界のリーダーにするという「競争力コンパス」に示された目標達成に貢献することを目指す。

・他のEU政策との整合性

この提案は、欧州委員会の「競争力コンパス」[18]と整合する。これは、欧州の活力を回復し、経済成長を促進するための新たなロードマップである。この提案は、特に規制環境の簡素化、負担軽減、迅速性と柔軟性の促進という同委員会の目標達成に貢献するだろう。

ドラギ報告書[19]は、各国の許可手続きとその効率性についても重要な見解を示している。EUは許可手続きの期間短縮に向けた取り組みを進めているが、実施には依然として大きなハードルがあり、特に行政能力の不足とデジタル化が課題となっている。

更に、EUの将来はこのコミットメントにかかっているため、EUの野心的なグリーン目標の達成は極めて重要である[20]。行動を起こさなかった場合の影響は多面的であり、環境、経済、地政学的な側面を網羅している。ネットゼロ産業法、重要原材料法、改正再生可能エネルギー指令の経験を踏まえ、許可付与プロセスの一環として環境アセスメントの実施状況を向上させることは、EUの産業政策プロジェクト、特に経済の脱炭素化に貢献するプロジェクトの発展を一層促進するだろう。この提案は、単一市場における公平な競争条件を確保するために不可欠な、加盟国及び企業間の技術・管理能力の格差に対処するものである。そのためには、研修への投資、そしてEU全体でベストプラクティスを共有し、有望なプロジェクトを特定するためのフォーラムの設立が必要となる。

この提案は、クリーンエネルギー技術の拡大を支援するための包括的なアプローチを提示するグリーンディール産業計画[21]とも整合する。この計画は4つの柱に基づいている。第一の柱は、新たなネットゼロ技術製造拠点への許可付与プロセスを簡素化・合理化する規制環境を整備し、EU域内のネットゼロ産業の拡大を促進することを目指す。

この提案は、2050年までに気候中立を達成するために、再生可能エネルギー源の野心的な導入を含む経済の脱炭素化を目指すEUのコミットメントと整合する。この目標は、欧州グリーンディール[22]と産業戦略[23]の中核を成すものであり、パリ協定[24]に基づく地球規模の気候変動対策へのEUのコミットメントとも整合する。EU域内の気候中立目標を達成するため、欧州気候法[25]は、2030年までに1990年比で温室効果ガスの正味排出量を少なくとも55%削減するという拘束力あるEU域内の気候目標を設定している。

更に、この提案は、人工知能（AI）大陸行動計画[26]の目標とも整合しています。欧州連合（EU）はAI分野における世界的リーダーとなることを決意している。しかしながら、欧州におけるデータセンター建設の許可取得及び関連する環境認可取得にかかる平均時間は依然として長すぎる。こうした観点から、データセンター建設を本提案の戦略セクターに含めることは適切である。

この提案は、欧州委員会が採択を予定しているEU住宅・建設戦略および欧州手頃な価格の住宅計画とも整合する。これらの取り組みは、住宅建設許可を含むプロセスのデジタル化を通じて、冗長性、不確実性、コンプライアンスコストを削減することにより、環境面だけでなく、住宅建設許可の付与及び行政手続きの簡素化とデジタル化を優先事項として掲げている。こうした観点から、住宅ストックの不足という特質を踏まえ、新築住宅及び既存住宅の改修を本提案の戦略セクターに含めることは適切である。

更に、この提案はEU港湾戦略とも整合する。この戦略は、デジタル化、自動化、研究・イノベーション、環境、技能、安全、投資ニーズ、港湾開発のための財政支援といった課題を網羅している。こうした観点から、本提案において港湾の脱炭素化を戦略セクターとして位置付けることは適切である。港湾の脱炭素化を戦略セクターとして優先することで、本提案は欧州グリーンディールの方向性に沿った環境持続可能性の推進に関する政策ガイドラインと整合する。このアプローチは、港湾セクターにおける技術進歩とイノベーションを活用し、排出量を削減し、クリーンエネルギーの実践を促進するとともに、循環型社会の構築と気候変動への適応に関連する港湾地域のより広範な機能を強化する。

デジタル化は、環境影響評価及び認可プロセスの効率性、透明性、及び有効性を高める大きな可能性を秘めている。データ、環境報告書、環境アセスメント手続きに関する情報へのアクセスを可能にすることが重要である。これにより、経済事業者や行政機関の業務、そしてステークホルダーの関与が促進され、意思決定者に明確かつタイムリーな情報が提供される。

従って、本提案はより広範なデジタル化政策と整合する。この提案は、国境を越えた相互運用性の向上、共通基準とガバナンスの促進、経験とソリューションの共有、そして優良事例の交換と推進を目的として、欧州横断的なデジタル公共サービスを規制する「相互運用可能な欧州法」[27]の目標を統合するものである。この提案により、欧州デジタルIDウォレットと欧州デジタルビジネスウォレットの利用が可能となり、EU法の一貫性と水平的な適用が確保され、行政コストが削減され、予算効率が向上する。この提案は、EU市民と企業による情報、行政手続き、支援サービスへのオンラインアクセスを容易にする「単一デジタル

「ゲートウェイ規則」[28]、そして、データ交換のための統一された規則を確立し、データセットが構造化された機械可読形式で、機械可読かつ相互運用性、再利用性、アクセシビリティを確保したオープンな形式で提供されるようにすることで、公共データの再利用を促進することを目的とする「オープンデータ指令」[29]とも整合する。

本提案は、防衛即応オムニバスの一部である防衛即応プロジェクト許可の迅速化に関する規則[30]に関する欧州委員会の提案を支持するものであり、本提案を損なうものではない。防衛即応プロジェクトは、新たな安全保障上の脅威に直面した加盟国の緊急のニーズを支援するために策定されている。防衛即応プロジェクト許可の迅速化に関する規則は、防衛即応プロジェクトに具体的な規則を定める「特別法」と見なされる。しかしながら、本提案によって齎される改善は、防衛即応プロジェクトに最も有利な規則が適用されるという点で、防衛即応プロジェクトにも利益を齎すはずである。

最後に、そして重要な点として、本提案は EU 及び加盟国の国際的義務と整合している。環境情報へのアクセス、効果的な公衆参加、そして環境問題における司法へのアクセスを確保することにより、オーフス条約[31]の遵守が確保される。効果的な国民参加と行政又は司法審査へのアクセスは、基本権憲章、特に第 41 条の適切な行政を受ける権利と、第 47 条の効果的な救済と公正な裁判にも沿っている。

2. 法的根拠、補完性及び比例性

・ 法的根拠

本提案の法的根拠は、欧州連合の機能に関する条約第 192 条第 1 項であり、同条は同条約第 191 条の実施方法を規定している。同条約第 191 条は、EU 環境政策の目的を以下のように定めている：

- 環境の質の保全、保護及び向上；
- 人の健康の保護；
- 天然資源の慎重かつ合理的な利用；
- 特に気候変動対策をはじめとする地域的又は世界的な環境問題に対処するための国際的な措置の推進。
- ・ 補完性（非排他的権限の場合）補完性原則は、本提案が欧州連合の排他的権限に該当しない限りにおいて適用される。

本提案の目的は、加盟国によって十分に達成できない。現行法は、EU 全域における計画及びプロジェクトの環境アセスメントに関する最低要件を定めており、国際条約（例：エスポー[32]、オーフス[33]、生物多様性条約）の遵守を目指している。この原則は、環境アセスメントの原則を更にハーモナイズさせ、手続きの合理化を更に目指す本提案においても維持されている。全ての加盟国は、最低要件を遵守するための措置を講じなければならない。各国の行動に一貫性がなければ、域内市場の機能を損なう可能性がある。なぜなら、各国の規制の差異は国境を越えた経済活動を阻害する可能性があるからである。

EU の行動は、EU 全体にとって重要であり、国境を越えた性質を持つ本提案の目的をより良く達成するであろう。エネルギー危機と気候変動危機に加え、ウクライナとの戦争に起因する緊迫した地政学的状況、そして競争力、自立性、安全保障上の要請に対処するための行動が求められていることから、実効性と効率性の観点から、環境アセスメント手続きに関する EU レベルでの行動が求められている。取り組むべき気候・環境問題の範囲と深刻度、そして EU 規模の大規模インフラプロジェクトの数は、ともに増加している（例：エネルギー分野や交通分野における国境を越えたプロジェクト）。環境問題（例：気候変動、災害リスク）及び関連プロジェクトは国境を越える性質を持つため、EU レベルでの行動は不可欠であり、各国が個別に行う行動に比べて付加価値を齎す。

これに拠り、本提案は補完性原則を尊重している。

・ 比例性

提案された措置は、許可付与プロセスの一環として環境アセスメント手続きの合理化と迅速化を確保するために必要な範囲を超えていない。必要な取り組みの規模、緊急性、及び範囲を考慮すると、EU レベルでの行動には明らかな付加価値がある。様々な利害関係者による会議や協議[34]を通じて最近収集された証拠に基づき、EU レベルでの的を絞った介入が環境影響評価手続きの合理化という全体目標の達成を促進する重要なトピックが特定された。対象を絞った措置は、影響評価手続きの期間を短縮し、より高度な合理化を基盤として、より良い調整を確保し、作業の重複リスクを軽減し、官僚主義の削減によって手続きを簡素化する。

殆どの戦略的セクターにおける環境アセスメントは国境を越えた性質を持つため、提案された措置は達成目標に見合ったものである。開発業者は、複数の加盟国、或いは EU 全体を対象とする計画、プログラム、プロジェクトの影響評価に直面する場合でも、予測可能で法的に確実な、ハーモナイズした規制環境を享受できる。

・ 手段の選択

本提案は、欧州議会及び閣僚理事会規則の形式をとる。

これは、新規則の統一的な適用の必要性を考慮すると、最も適切な法的手段である。27 の加盟国全てにおいて、統一された調整済み手続き及び／又は共同手続きが確立されることを確保する必要がある。これは、これらの手続きが国境を越えた性質を持つこと、そして評価手続きの各段階における最低限の期間が EU 全体で適用されることを前提としている。実施を確実にするためには、スキル、研修、デジタル化に関する規定といった、実施を可能にする枠組みを構築することが不可欠である。本規則で規定される手続きに関する規定は、国内措置による移行を必要とせず、直接適用可能である。

規制は最も適切な手段であると考えられている。規制により、各国当局及び関係する利害関係者に直接適用される要件を設定することが可能になる。これにより、要件が適時かつ調和のとれた方法で実施されることが確保され、法的確実性が向上する。

3. 事後評価、利害関係者協議、及び影響評価の結果

- 既存法の事後評価／適合性確認 EIA[35]および SEA 指令[36]に基づく環境アセスメントは、2025 年の実施報告書の対象となった。

生息地指令及び鳥類指令[37]については適合性確認が実施され、アセスメント手続きを合理化する統合アプローチの必要性が強調された。更に、水枠組み指令の適合性確認[38]では、効率性の向上、一貫性の確保、及びコスト削減のため、環境アセスメント手続きを合理化することが推奨された。

・ステークホルダー協議

2025 年には、環境アセスメント[39]と許認可、そして再生可能エネルギープロジェクト及び関連インフラの許認可[40]に関する実施対話が開催された。この対話には、企業・産業、市民社会、公的機関、裁判官など、様々なステークホルダーが参加した。これらの対話の主要な成果として、脱炭素化目標の推進、エネルギー安全保障の確保、そして環境と人の健康の高度な保護といった、様々な利害関係のバランスを取る必要性が認識された。特に、参加者は、環境アセスメントと許認可手続きのデジタル化の必要性を強調した。これは、規制上の負担軽減、環境アセスメントに関するデータ品質の向上、そしてデータ共有による許認可手続きの更なる簡素化によって、手続きの迅速化とコスト削減を図るためである。環境アセスメント手続き、認可、許可に関する特定の側面をガイダンス文書によって明確化し、可能な限り資金提供を含め、加盟国的能力構築を一層支援し、加盟国の当局とステークホルダー全体に亘ってベストプラクティスの普及を促進することが広く求められている。

欧州委員会は最近、「Have Your Say」 ウェブサイトにおいて、環境法規制における行政負担の簡素化[41]という環境簡素化パッケージに関するエビデンス募集（CfE）を発表した。これは、2025年9月10日までのフィードバック期間を設けている。CfEへの56件の寄稿は、SEA指令及びEIA指令、生息地指令（HD）[42]及び鳥類指令（BD）[43]、そして水枠組み指令（WFD）[44]に基づく環境アセスメントに焦点を当て、認可プロセスに関する実質的なインプットを提供している。寄稿のうち6件は環境団体又は非政府組織[45]、30件は経済団体[46]、13件は企業[47]、3件は公共機関[48]、2件はその他の団体[49]からのものである。

これらの利害関係者の大多数は、環境アセスメントの効率性、期間、デジタル化に関する課題を提起している。彼らは、単一の許可申請を含む、全ての許可交付手続きをワンストップで行えるようにすること、そして電子許可システムによる許可交付とデジタル化の共同処理の必要性に言及している。多くの利害関係者は、許可交付プロセスとその後の法的措置に最長2~3年という期間を設けること、公的機関による対応（例えば審査）のタイムラインをより明確に設定すること、そして初期段階の計画策定と環境アセスメントに十分な時間と質を確保することの必要性を表明している。

これらの利害関係者の多くは、住民参加、訴訟、法的確実性、当局間の連携不足、そして当局の知識と資源の不足に関する懸念を表明している。彼らは、煩わしい訴訟や不当な遅延を回避することが重要であると強調している。いくつかの意見では、環境法に関する複雑な評価に関する資源不足と管轄当局の知識不足、そして当局間の連携不足と財源不足に対処するよう求めている。司法へのアクセスが懸念事項として提起されており、異議申し立てを意思決定の最初の段階（出来ればゾーニング手続き中）に限定し、レビューの第一段階は管轄の行政当局への理由を付した要請（控訴ではない）とする提案がある。

生物多様性影響評価に必要な範囲と詳細度、そして戦略的環境アセスメント、環境影響評価、その他のアセスメント間の重複を避けるための、より明確なガイドラインが必要である。

・ 専門知識の収集と活用

該当なし。

・ 影響評価

本提案は、本説明覚書に規定されているように、緊急性が高いため、正式な影響評価を伴っていない。しかしながら、分析と裏付けとなる証拠は、「気候整合性チェック」を構成する欧州委員会スタッフ作業文書[参照保留]に記載されている。

本提案は、欧州委員会が指示し、2025年2月に公表された戦略的環境アセスメント指令の実施に関する調査[50]に基づいている。前述のように、環境アセスメントに関する実施対話は、ジェシカ・ロスウォール委員とダン・ヨルゲンセン委員がそれぞれ開催した2025年および2026年環境アセスメント計画と、再生可能エネルギープロジェクト及び関連インフラの許可、環境法整備簡素化パッケージに関する証拠提出要請「環境法整備における行政負担の簡素化」[51]に関する対話に基づいている。

- ・規制の適合性と簡素化

該当なし

- ・基本的権利

本提案は、EU基本権憲章に定められた基本的権利及び原則を尊重するものである。本提案は、環境アセスメントの簡素化を実現するための措置を規定する。これにより、より高いレベルの環境保護が実現する。本提案は、EU基本権憲章第37条に定められた持続可能な開発の原則に基づき、EU政策に高いレベルの環境保護と環境の質の向上を統合することを目指す。また、憲章第2条に定められた生存権保護義務を具体化するものである。

本提案は、司法へのアクセスに関する詳細な規定を伴い、憲章第47条に定められた裁判所における効果的な救済を受ける権利の実現に貢献するものである。

4. 予算への影響

本提案に添付されている立法財務諸表は、予算、人的資源、及び行政資源への影響を示している。初期評価に基づくと、EU予算への影響は、委員会提案案の現行第7条(1)に基づく。同条に基づき、関係加盟国からの要請に基づき、委員会は、関係する各国の所管の官庁間の協力を支援し、国境を越えた影響を伴う環境アセスメントの場合には共同手続きに関する合意を促進するファシリテーターの役割を果たす。

大規模な「国境を越える」プロジェクトへの環境影響評価手続きの適用に関する実務経験は、特にエネルギー・運輸分野における多数のプロジェクト（例えば、「ナブッコ」ガスパイプライン、「フェーマルンベルト固定リンク」、鉄道「ブレンナーベーストンネル」の「サウスストリーム」ガスパイプラインなど）を通じて得られている。SEAの観点からは、控えめな推計でも、国境を越えた影響を伴う計画またはプログラムは年間約54件とされている[52]。

EUでは、欧州委員会は環境影響評価（EIA）及び認可手続きには関与しておらず、これらの責任はEU加盟国の当局のみに課せられている。欧州委員会草案第7条第1項の文言は、

高度に複雑で資源集約的なプロジェクトにおいて、加盟国間の行政手続きの調整役として欧州委員会が介入する余地を与えている。

第7条第1項の発動は、加盟国によるこの促進メカニズムの発動に全面的に依存しているため、具体的な予算、人的資源、および行政資源を見積もることは困難である。例えこのプロセスが同時に1つのプロジェクトのみについて発動されたとしても、欧州委員会の役割は、深い技術的、経済的、及び／又は法的ノウハウ、並びに各国の行政手続き及び許可付与手続き並びに関連する部門規制分野における活動を伴うことを考慮すると、第一段階における保守的な想定は2名の常勤職員に相当する。この新たな欧州委員会の役割には、欧州委員会が主催する可能性のある会議の開催も含まれる。

加盟国に対する行政上の影響及び費用は、中程度かつ一時的なものと推定される。短期的には、加盟国は、単一の連絡窓口の導入、およびプロジェクトの手続き段階を含む環境アセスメント及び関連情報へのアクセスを容易にするための環境単一ポータルの設置要件に一定の費用を負担することになるが、一部の加盟国では既にそのようなポータルが設置されている。いずれにせよ、これらの投資は、時間の経過とともに、行政経費と作業負荷を削減することになるだろう。更に、手続きの全体的な合理化は、加盟国にとって大幅なコスト削減をもたらすことが期待される。初期費用および一時費用は、プロジェクト開発者および経済全体のコスト削減、その他の経済的、環境的、社会的便益、そして外部要因に対するレジリエンスの向上によって相殺される。

5. その他の要素

・ 実施計画、監視、評価及び報告体制

委員会は、提案された規則の実施状況を積極的に監視し、提案された規則がその目的を達成することを確保する。監視は、特に、本規則に基づいて提案された措置がその目的を達成すること、特にデジタル化を活用し、期限を遵守し、権限のある当局間の協力をより効果的に行することで、国家影響評価手続きを加速することを確保することに重点を置く。また、国家の研修及び資源ニーズを監視する。また、企業、特に中小企業への影響も考慮する。

・ 説明文書（指令用）

該当なし。

・ 提案の具体的規定の詳細な説明

第1条：適用範囲

本規定は、提案の適用範囲に含まれる計画、プログラム、及びプロジェクトの環境影響評価及びスクリーニングについて規定する。

第 2 条：定義

本規定は、環境影響評価指令及び戦略的環境評価指令において定義されていない、本提案で使用されている用語（スコーピングやスクリーニングなど）の定義を規定し、法的確実性とプロセスの予測可能性を確保する。

第 1 節：環境評価の合理化に関する共通規定

第 3 条：環境に関する単一窓口

本規定は、環境に関する単一窓口の設置について規定する。

これまで及び現在進行中の取組において、加盟国に対し「単一窓口」（SPOC）の設置を義務付けることを目指してきた。また、一部の加盟国は、プロジェクト開発者が許可付与プロセス全体を円滑にし、調整するために、既に独自の判断で SPOC を設置している可能性がある。これらの取り組みにおいて、許可付与プロセス全体に対してこのような SPOC がまだ規定されていない場合、提案では、プロジェクトに関連する全ての環境評価に対して環境 SPOC を確立する。

第 4 条：環境アセスメント手続きの合理化

この規定は、EU 法令により同一の計画、プログラム、又はプロジェクトに対して要求される可能性のある様々な環境アセスメント手続きの合理化を目的としている。

この規定は、指令 2001/42/EC、指令 2011/92/EU、理事会指令 92/43/EEC、指令 2009/147/EC、および指令 2000/60/EC に基づき、環境への影響評価又はスクリーニングの実施義務が同時に課される計画、プログラム、又はプロジェクトの場合、加盟国がこれらの EU 法令の全ての要件を満たす調整された手続き又は共同手続きを適用することを確保するものである。

これは、加盟国によっては環境アセスメント手続きを可能な限り統合している一方で、他の加盟国では 1 つのアセスメント手続きを完了してから次のアセスメント手続きを実施することを義務付けているため、加盟国間で認可手続きの長さが大きく異なるという利害関係者の懸念に応えるものである。

第 5 条：プロジェクトの変更

この規定は、プロジェクトの変更に環境影響評価が必要となる場合を明確にする。

第 6 条：実質的排除

この規定は、加盟国が司法手続において実質的排除の選択肢を導入する可能性を規定する。行政段階で提起されなかった主張は、司法へのアクセスの権利を害することなく、裁判所での提起を禁じられる場合がある。

第 7 条：スクリーニング及び環境アセスメントの期間

この規定は、環境アセスメントの迅速化を求める一般的な要請に応えるため、EIA 指令及び SEA 指令に基づく影響評価の最長期間を定めることを目的としている。

第 8 条：保護種

本規定は、プロジェクト活動中に保護鳥類その他の種に偶発的に生じる危害は、適切かつ適切な緩和措置が講じられ、最善の技術が考慮されている場合、指令 2009/147/EC 及び指令 92/43/EEC の意義において意図的とはみなされないことを規定し、加盟国に対し、その効果を監視し、種の個体群への重大な影響を防止するための措置を講じることを義務付けている。

第 9 条：国境を越える影響の環境アセスメント

本規定は、複数国による決定を必要とする計画について、国境を越える環境影響を評価するに当たり、各国当局間の効果的な協力を義務付けており、欧州委員会は共同手続きのファシリテーターとして機能している。

第 10 条：情報のオンラインアクセスと環境アセスメントのデジタル化

本規定は、影響評価手続き及び関連データ管理の完全なデジタル化を目的としている。当面の間、プロジェクト開発者は申請書をデジタルで提出できるものとする。

第 11 条：環境アセスメントの行政費用

この規定は、対象となる優先プロジェクト全体に亘ってプロジェクト開発者の費用を削減するため、加盟国が特定のプロジェクトに関する環境アセスメントに関する行政費用（賦課金）を負担することを奨励するものである。

第 12 条：資源と研修

本規定は、加盟国に対し、スクリーニング及び環境アセスメントに関する環境に関する単一連絡窓口及び関係当局が、本規則及び関連指令に基づく職務を効果的に遂行できるよう、十分な人員と資源（スキルアップ及びスキルリトレーニングの機会を含む）を確保することを義務付ける。本規定は、加盟国の行政能力及び技術能力を強化し、迅速かつ質の高い環境アセスメントを可能とするものである。

第 13 条：国連欧州経済委員会条約の適用範囲

本規定は、オーフス条約[53]及びエスポート条約[54]に基づき、環境情報へのアクセス、意思決定への参加、司法へのアクセスを公衆に保障する権利を想起することを目的としている。

第 14 条：戦略的セクター又はカテゴリのためのツールボックス

本規定は、附属書に定める戦略的セクター又はカテゴリに適用可能なツールボックスを指す。

第 15 条：国内実施規則及び措置の通報

第 16 条：発効及び適用

環境アセスメントの迅速化に関する欧州議会及び閣僚理事会規則案

欧州議会及び欧州閣僚理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第 192 条第 1 項を考慮し、

欧州委員会の提案を考慮し、

立法法案を各議会に送付した後、

欧州経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常の立法手続きに従い、

一方：

(1) 欧州委員会の 2024～2029 年の任期に関する政治指針[3]は、欧州連合の持続可能な繁栄と競争力のための計画を示している。ビジネスを円滑化し、単一市場の深化を図ることが主要な優先事項の一つであること。

(2) 欧州連合 (EU) は、2050 年までに気候中立、即ちネットゼロ排出量（又は吸収量控除排出量）を達成するため、経済の脱炭素化を加速させることにコミットしている。この目標

は欧州グリーンディールの中核を成すものであり、パリ協定に基づく EU の地球規模の気候変動対策へのコミットメントとも整合していること。

(3) 同時に、2024 年ドラギ報告書[4]の調査結果は、長期に亘る不確実な許可手続きが、新規電力供給や送電網といった重要なプロジェクトの展開を阻害していることを示唆している。クリーン・インダストリアル・ディール・コミュニケーション[5]は、特に送電網の整備、エネルギー貯蔵・再生可能エネルギープロジェクト、産業のエネルギーアクセス、産業の脱炭素化プロジェクト、そしてクリーンテクノロジーの製造において、許可手続きの迅速化を図ることを目指している。データセンター・プロジェクト、EuroHPC スーパーコンピューター施設、AI 工場、AI ギガファクトリー、半導体プロジェクトなどにおいて、許可手続きの迅速化が求められている。また、デジタル移行を支援するプロジェクト、欧州横断輸送ネットワークの海上・内陸港湾、空港、鉄道の脱炭素化に関連するプロジェクトにも、この措置は必要である。また、EU における食料安全保障の確保に不可欠なプロジェクトについても、許可取得の迅速化が必要であること。

(4) 市場環境、特に市場の失敗により、手頃な価格で住宅に入居できない世帯に対して、手頃な価格の住宅を提供すべきである。この目的のため、住宅の手頃な価格は、住宅費の超過負担率、家賃収入比率、住宅ローン返済額収入比率、価格収入比率、住宅購入に必要な収入年数といった信頼できる指標に基づいて測定されるべきである。少なくともエネルギー性能の低い建物については、エネルギーコストを住宅費の一部として考慮する必要があること。

(5) EU における主要技術の導入を促進し、依存度を低減し、競争力を強化するため、環境アセスメントに関する共通の加速枠組みを確立することにより、経済のあらゆる分野にわたる計画、プログラム、プロジェクトにおいて、環境アセスメントに関連する手続きを迅速化・合理化すべきである。本規則は、人の健康と環境の保護水準を同等に維持しつつ、このような枠組みを規定すること。

(6) しかしながら、一部の分野では、より迅速な環境アセスメントが必要となる可能性がある。従って、環境アセスメントに関する法的枠組みの一貫性を確保しつつ、特定の戦略的分野における加速化の追加的なニーズに対応するため、脱炭素化、資源効率、レジリエンスに特に焦点を当て、必要に応じて適用される専用のツールボックスを提供すべきである。これは、重要な原材料[6]、ネットゼロ産業[7]、半導体[8]、さらには欧州横断輸送ネットワーク 9 の一部である海上港湾、内陸港湾、空港、鉄道などに関する既存の分野別 EU 法や、許可取得を迅速化するための戦略的セクターやプロジェクトカテゴリを定義する将来の分野別 EU 法に適用されること。

- (7) EU 法に基づき義務付けられる環境アセスメントは、プロジェクトの認可及び計画手続きの不可欠な部分であり、重大な環境影響の防止又は最小化を確保するとともに、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある計画、プログラム及びプロジェクトに関する意思決定プロセスにおける透明性と効果的な公衆参加を確保するための不可欠な保障措置であること。
- (8) 条約に定められた予防原則に従い、環境アセスメントは、高い水準の環境保護を体系的に提供し、環境影響の低減と持続可能性の向上を目的として、計画、プログラム及びプロジェクトの策定に環境配慮を組み込むことに貢献し、ひいては持続可能な開発に貢献すること。
- (9) 許可付与プロセスは、プロジェクトの建設、拡張、転換又は運営に関するすべての関連する同意及び許可を対象とし、個々のプロジェクトに適用される関連する環境アセスメントを含み、特に水、土壤、大気、生態系、生息地及び生物多様性に関する環境アセスメントを含む。環境アセスメントは、EU 環境法で求められる全ての関連するアセスメント手続を包含し、所管の官庁が発行した、又は承認する予定の計画、プログラム、又はプロジェクトの環境影響に関する必要な情報を意思決定者および国民に提供すること。
- (10) 環境アセスメントが、許可付与手続全体の一部として、より迅速、効果的かつ費用対効果の高いものとなるよう、条約第 192 条第 1 項に定める高い水準の環境保護を維持しつつ、環境アセスメントを迅速化し、合理化できる可能性のある措置を講じるべきであること。
- (11) 環境アセスメントの実施義務が、本規則並びに欧洲議会及び理事会の指令 2000/60/EC[10]、指令 2001/42/EC[11]、指令 2009/147/EC[12]及び指令 2011/92/EU[13]、並びに理事会指令 92/43/EEC[14]から同時に生じる場合において、アセスメントの実効性を高め、行政上の複雑さを軽減し、経済効率を高めるため、加盟国は、これらの指令の要件を満たす調整された手続及び／又は共同の手続が提供されることを確保すべきである。調整された手続き又は共同の手続きが設けられる場合、加盟国は、対応する義務を遂行する責任を負う機関を指定すべきである。加盟国は、制度的構造及びその固有の組織的特徴を考慮し、必要と認める場合には、複数の機関を指定できる可能性を有すること。
- (12) 欧州議会及び閣僚理事会指令 2010/75/EU[15]に基づき、指令 2011/92/EU 第 4 条が適用される新規設備又は実質的な変更の場合、指令 2011/92/EC に基づいて取得された関連情報又はなされた結論は、指令 2010/75/EU に基づく許可の付与のために審査され、利用されるべきであること。

- (13) 本規則は、指令 2000/60/EC、指令 2001/42/EC、指令 2009/147/EC、指令 2011/92/EU、指令 92/43/EEC 等の他の EU 環境法令に基づくスクリーニング又は環境アセスメントの基準又は条件を変更するものではない。むしろ、本規則は、これらの指令に定められた手続きを統合し、迅速化するために必要な法的枠組みを提供すべきであること。
- (14) データセンタープロジェクト、EuroHPC スーパーコンピュータ施設の建設、AI ファクトリー、規則(EU) 2024/173216 及び EuroHPC 設立に関する規則(EU) 2021/1173 を改正する規則(EU) 2025/xxxx に基づくギガファクトリー、半導体プロジェクト、手頃な価格の住宅開発プロジェクト、電気自動車用充電ポイントに関するプロジェクトは、指令 2011/92/EU の付属書 II に該当する。この付属書に該当するプロジェクトは、強制的な環境影響評価の対象ではない。その代わりに、加盟国は、これらのプロジェクトが環境に重大な影響を及ぼす可能性を理由として、環境影響評価の対象となる必要があるかどうかを、ケースバイケースで、或いは閾値その他の基準の設定を通じて決定すること。
- (15) 加盟国は、環境評価のための環境に関する単一窓口を設置するべきである。加盟国は、自国の組織体制に鑑み、地方、地域、国、又はその他の関連する行政レベルで窓口を設置するか指定するかを選択できるべきである。更に、関係する所管の官庁は、開発事業者に要求される情報の要件と範囲を環境単一窓口に明示し、提供すべきである。環境単一窓口は、調整役としての役割において、所管の官庁への情報提供を促進すること。
- (16) 企業や開発業者（国境を越えたプロジェクトを含む）が、不必要的追加的な行政負担を負うことなく域内市場の利益を直接享受できるよう、単一デジタルゲートウェイを設立した欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2018/1724[17]は、域内市場の機能に関連する情報、手続及び支援サービスのオンライン提供に関する一般規則を定めている。同規則に基づいて設置又は指定された単一窓口は、同規則付属書 III の支援及び問題解決サービスのリストに含まれている。本規則の適用上、加盟国は、規則 (EU) 2018/1724 に基づいて指定された単一窓口と一致する単一窓口を指定できるものとすること。
- (17) EU 法に基づき求められる環境アセスメント手続の迅速性、有効性及び費用効率性を高め、行政負担を軽減するため、加盟国の組織上の特性を考慮しつつ、環境アセスメントは可能な限り統合されるべきである。アセスメントの統合は、その内容又は質に影響を与えるべきではない。統合されたアセスメントは、本規則に定める期限の延長を招かない方法で実施されるべきであること。
- (18) 計画、プログラム又はプロジェクトに適用される環境アセスメント手続を調整又は統合することは、重複及び冗長性を回避するとともに、相乗効果を最大限に活用し、認可に必

要な時間を最小限に抑えることを目的とする。このような調整された手続又は共同手續が、特に指令 2001/42/EC 及び 2011/92/EU に基づき実施される場合、加盟国は、環境アセスメントの手續（スコーピング、環境アセスメント報告書の作成、協議の実施、環境影響に関する根拠のある結論の提示を含む）が統合されることを確保すべきであること。

(19) 所管の官庁及び環境に関する単一連絡窓口は、必要に応じて、国レベル及び EU レベルにおけるスクリーニング及び環境アセスメント手續に関して協力し、調整すべきである。このような協力及び調整は、計画、プログラム及びプロジェクトとそれらの環境影響との関係について共通の優先事項及び理解を確保すること、適用される EU 及び国内法に定められた範囲内で、戦略上及び運用上の目的のために情報交換を行うこと、関係当局間の協議を改善すること、ベストプラクティスを交換すること、並びに国境を越えた状況を含む環境アセスメントのより効率的な実施を支援するためのデジタルツールの更なる開発を目的とするべきである。協力及び調整のメカニズムは、専門調整機関、所管の官庁間の覚書、共同研修活動、又は加盟国が特定するその他の適切な協力及び調整の形をとることができること。

(20) 意思決定プロセスを合理化するとともに、関係する公衆と、特定の環境責任又は地方・地域における権限に基づき計画、プログラム及びプロジェクトに関する可能性のある当局との効果的かつ適時の協議を確保するため、これらの協議は並行して実施されるべきである。加盟国は、これらの協議が最も効果的な方法で実施されることを確保すべきである。加盟国は、関係する公衆よりも先に、特定の環境責任又は地方・地域における権限に基づきプロジェクトに関する可能性のある当局に協議を行うことを明示的かつ一般的に要求すべきではない。同時に、加盟国は、環境又は人の健康に重大な影響を与える計画、プログラム又はプロジェクトの全ての重要な要素について、関係する公衆への協議を確保することとすること。

(21) 重複や冗長性を避け、相乗効果を最大限に活用し、認可に必要な時間を最小限に抑え、データ収集の効率を最大化するために、加盟国の各管轄当局は、開発者に対し、特定のプロジェクトの環境報告書の作成に関する EU 又は国内法に基づくその他の関連する環境アセスメントの利用可能な結果、特に利用可能な場合は合理的な代替案の評価に関する結果を、合理的な時間枠内でプロセスの十分早い段階で提供することが適切であること。

(22) 欧州司法裁判所は、指令 2011/92/EU の文言は、その適用範囲と目的が広範であることを示していると一貫して判断している[18]が、同時に、同指令は、環境に重大な影響を及ぼす可能性のあるあらゆるプロジェクトを同指令に規定する環境影響評価の対象とすることを義務付けるものではなく、同指令の附属書 I 及び II に規定されているプロジェクトのみを対象としていると解釈すべきであると考えている[19]。特に、欧州司法裁判所は、同指

令の附属書 I 及び II に該当するプロジェクトへの特定の拡張は、それ自体ではこれらの規定の対象となるプロジェクトカテゴリに該当しないと判断していること[20]。

(23) 環境問題における司法へのアクセスを維持しつつ、法的紛争が不当に遅延することなく解決されることが重要である。長期に亘る手続きは訴訟費用を増大させ、法的紛争当事者の経済的負担を増大させる。また、最終的に合法と確認されたプロジェクトやその他の経済活動の遅延を引き起こす可能性もある。従って、適時の手続きは、経済事業者と、行政手続きおよび司法手続において環境の利益を代表する申請者の両方を含む、社会のあらゆる主体の利益となること。

(24) 高い水準の環境保護、法的安定性、及び行政効率を確保するため、加盟国は、それぞれの国内制度において、プロジェクトの認可に至る手続きの行政段階において、司法審査の可能性に先立ち、関連する全ての論点を提起することを求める選択肢を持つべきである。これにより、所管の官庁は、司法へのアクセスの権利を害することなく、意思決定においてこれらの論点に対処し、許可付与プロセスの過度の遅延を回避することができる。

(25) 2017 年の電子政府に関する閣僚宣言（タリン宣言）及び 2023 年のデジタル権利及びデジタル 10 年のための原則に関する宣言、並びに 2025 年の実施及び簡素化に関する委員会報告書「よりシンプルで迅速なヨーロッパ」[21]に基づき、欧州委員会は、報告負担及びコンプライアンス費用の軽減を図るため、国、地域及び地方当局及び関係する欧州連合機関と連携し、欧州デジタルアイデンティティウォレット及び欧州ビジネスウォレットの活用並びに「ワンストップ」原則を通じて「デジタル・バイ・デフォルト」の更なる定着を図る。国境を越えたデータ交換を伴うデジタル公共サービスは、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2024/903[22]によって規制されており、欧州相互運用性枠組み (EIF) は国境を越えたデータ交換を促進する。同規則の対象となる当局は、申請書の提出及び情報のオンラインアクセスを含む、環境アセスメントのための完全にデジタル化された手続きを段階的に整備することが求められていること。

(26) プロジェクト開発者が環境義務を遵守する上でのコストを削減するため、加盟国は、特に小規模な開発者の場合、特定のプロジェクトに関する環境アセスメントに関連する行政費用（賦課金）を負担するよう奨励されるべきである。環境アセスメント報告書の作成費用は、依然としてプロジェクト開発者が負担すべきである。加盟国に提供されるこの可能性は、小規模な開発者による EU 法の実際の適用を促進し、EU 経済の競争力と持続可能性を強化することを目的としていること。

(27) こうした小規模な開発者は、欧州委員会勧告 (EU) 2025/1099[23]で定義される中堅

中小企業、又は欧州委員会勧告 361/2003/EC[24]で定義される中小企業など、様々なカテゴリに該当する可能性があること。

(28) 本規則に基づき当局に割り当てられた任務が十分に高い質で遂行されることを確保するため、加盟国は、環境に関する単一連絡窓口及びスクリーニング及び環境アセスメント過程のあらゆる段階（あらゆる手続き段階を含む）を担当する全ての権限ある当局が、十分な数の有資格職員と、十分な財政的、技術的、及び科学技術上の資源を有することを確保すべきであること。

(29) 手続きの合理化及び簡素化は極めて重要であるが、1998年6月25日にオーフスで署名された国連欧州経済委員会（UNECE）の「環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆参加及び司法へのアクセスに関する条約」、1991年2月25日にエスپーで署名された「国境を越える環境影響評価に関する UNECE 条約」、及び 2003 年 5 月 21 日にキエフで署名された「戦略的環境アセスメントに関する議定書」に基づく義務を含む、国際法に基づくものを含む環境基準が尊重されることも同様に重要であること。

(30) 開発業者及び投資家に対し、プロジェクト開発の促進に必要な安全性と透明性を確保するため、加盟国は、当該プロジェクトに関連する環境アセスメント手続が予め定められた期限を超えないよう確保すべきである。プロジェクト開発を加速するため、環境アセスメント手続き全体を通じて、完全な申請に基づき権限ある当局が行う決定について明確な期限を設けるべきである。実際のプロジェクトの建設に要する時間は、環境アセスメント手続における他の行政手続きと重なる場合を除き、これらの期限に算入すべきではない。提案されたプロジェクトの性質、複雑さ、立地又は規模に関連する例外的な場合には、加盟国は期限を延長することができるべきである。このような例外的な場合には、プロジェクトに関連する環境アセスメントの追加又は完了が必要となる予期せぬ事態が含まれ得ること。

(31) 指令 2011/92/EU に基づく環境影響評価の第一段階は、環境影響評価報告書の作成から成り、多くの場合、主にプロジェクト開発業者によって実施される。従って、この段階は、本規則に規定される期限に組み入れるべきではないこと。

(32) 関係する一般市民、地方自治体、地域自治体、及びそれぞれの環境責任を理由に懸念を抱く可能性のあるその他の自治体、並びに必要に応じて他の加盟国との協議が完了した後、プロジェクトの開発者が提供する情報の完全性について、所管の官庁が承認するべきである。当該承認が発行される前に、所管の官庁は、プロジェクトの環境影響について十分な情報に基づいた決定を下すために、追加情報を要求することができるべきである。承認後は、特別な事情が生じない限り、開発者は新たな情報の提出を求められないものとすること。

(33)所管の官庁と開発者間の情報交換を簡素化し、調和させるため、欧州ビジネスウォレット（[OP 追記：欧州ビジネスウォレット設立に関する規則案]）の活用を通じて、情報交換を可能にするべきである。欧州ビジネスウォレットは、開発者が権限のある当局とやり取りするための安全で標準化された相互運用可能なプラットフォームを提供し、必要な情報をより効率的かつ効果的に提出することを可能にするとともに、高いレベルのデータ保護、サイバーセキュリティ、及び情報の完全性を確保すること。

(34)プロジェクトの建設、操業、及び廃止は、指令 2009/147/EC の下で保護されている鳥類種及び指令 92/43/EEC の下で保護されているその他の種の偶発的な死亡又は撓乱につながる可能性がある。死亡又は撓乱の程度は、プロジェクトの種類及び設計、当該種にとっての当該地域の生態学的重要性、並びに当該地域における当該種の生息状況によって異なる。しかしながら、これらの影響を防止し、又は軽微なレベルにまで軽減するために、適切な緩和措置及び利用可能な最善の技術の活用が、当該プロジェクトに含まれるべきであること。

(35)緩和措置は、適切かつ均衡の取れたものでなければならず、入手可能な最良の科学的データに基づき、残留影響が当該種の個体群に影響を及ぼさないことを確保すべきである。従って、緩和努力の水準は、当該種の危険度及び脆弱性に応じて、当該目的を達成するため必要な水準を超えない範囲で決定されなければならない。緩和コストも比例性評価の一環として考慮すべきであるが、経済的要因のみが必要な措置の省略を正当化するものでもなく、また効果的な緩和を拒絶する根拠となるべきでないこと。

(36)本規則に基づく優先的な公共の利益の評価に関する規定の対象となるプロジェクトを決定する際には、その戦略的性質、脱炭素化目標、資源効率性、レジリエンスへの貢献の有無、そして環境に重大な影響を及ぼす可能性（或いはその可能性）の程度に特に留意すべきである。今後施行される循環経済法においては、廃棄物の防止、分別収集、再利用、再利用準備、リサイクルに関するプロジェクトも、循環経済への重要な貢献を踏まえ、戦略的プロジェクトとして定義されるべきである。また、今後施行される産業促進法においては、エネルギー集約型産業の脱炭素化に関連するプロジェクトや、産業促進地域に所在するプロジェクトも、レジリエンスと脱炭素化にとっての重要性を踏まえ、戦略的プロジェクトとして定義されるべきであること。

(37)プロジェクトの効果的な開発に必要な投資の安全性を確保するためには、全体的な国内認可プロセスの一環として、環境アセスメントのための予測可能で、より簡素かつ迅速なプロセスが不可欠であり、これは現時点で経済の特定のセクターにおいて特に重要となる可能性がある。従って、ツールボックスの一部として、EU の分野別法令は、本規則に従い、

特定のセクターまたはカテゴリにおける計画、プログラム及びプロジェクトが国家レベルで緊急とみなされ、それらに関連する全ての司法手続き及び紛争解決手続きにおいて国内法がそのような迅速な手続きを規定する限りにおいて優先的な地位を与えられるべきであると規定することもできる。但し、国内法がそうした迅速な手続きを規定する場合、かつその範囲において、司法及び弁護へのアクセスの権利の尊重を確保するものとすること。

(38) 本規則の実施のための均一な条件を確保するため、手頃な価格の住宅または社会住宅の建設および改修、ならびにこれらの建物に直接役立つ必要なインフラに関する戦略的プロジェクトを特定するための実施権限が欧州委員会に付与されるべきである。

(39) 本規則の一部規定は、発効後直ちに適用することが適切ではない。これは、加盟国に対し、環境に関する单一連絡窓口の指定や、環境アセスメント及びスクリーニング手続から得られる環境報告書及びデータのための中央ポータルの設置といった新たな手続の設置を求める規定に該当する。従って、これらの規定の適用は、本規則の発効後まで延期する必要があること。

(40) 本規則の目的は、加盟国のみでは十分に達成できないものの、その措置の規模又は効果を理由として、EU レベルでより効果的に達成され得るため、EU は、欧州連合条約第 5 条に定める補完性の原則に従って措置を講じることができる。同条に定める比例性の原則に従い、本規則は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えないものとすること。

以下の規則を採択する：

第 1 章 一般規定

第 1 条 適用範囲

本規則は、指令 2000/60/EC、指令 2001/42/EC、指令 2009/147/EC、指令 2011/92/EU 及び指令 92/43/EEC の適用範囲に含まれる計画、プログラム及びプロジェクトの環境アセスメント及びスクリーニングに適用される。

第 2 条 定義

1. 本規則の適用上、指令 2001/42/EC 及び指令 2011/92/EU における定義が適用される。但し、これらの指令において定義されている用語が本規則において別途定義されている場合は除く。

2. 以下の定義も適用される：

(a) 「根拠を付した結論」とは、所管の官庁がプロジェクトの環境影響に関する調査を最終決定する意見又は決定をいう；

- (b) 「スコープ化」とは、所管の官庁が、計画、プログラム又はプロジェクトについて環境アセスメント報告書の形で提供される環境情報の範囲及び詳細度を決定するために実施する手続きをいう；
- (c) 「スクリーニング」とは、所管の官庁が、計画、プログラム又はプロジェクトが環境に重大な影響を及ぼす可能性を理由として、環境アセスメントの対象となるか否かを決定するために実施する手続をいう；

第2章 環境アセスメントの合理化に関する共通規定

第3条 環境に関する单一連絡窓口

1. [OP に本規則の発効後 6か月を挿入]までに、加盟国は、環境アセスメントに関する関係行政レベルにおいて、環境に関する单一連絡窓口を設置又は指定する。各单一連絡窓口は、本規則に基づく環境アセスメントのあらゆる側面を円滑に進め、調整する責任を負うものとし、これには、本規則第 7 条に従って申請が完了したと見なされる時期に関する情報の提供を含む。
2. 他の EU 法又は国内法に基づき、許可付与手続き全体について单一連絡窓口が必要な場合、第 1 項に規定する環境单一連絡窓口は、当該許可付与手続き全体について設置された連絡窓口と同一のものとする。
3. 加盟国は、開発者が第 10 条に従って設置されるオンラインポータル上で、適切な設置又は指定された連絡窓口を特定するのに役立つツールを提供するものとする。
4. 第 1 項に従って設置又は指定された環境单一連絡窓口は、本規則に基づく環境アセスメントに関して、開発者の唯一の連絡窓口となるものとする。当該連絡窓口は、全ての関連文書及び情報の提出を調整し、促進し、包括的な決定の結果をプロジェクト推進者に通知するものとする。

第4条 環境アセスメント手続きの合理化

1. 第 1 条(1)に規定する 2つ以上の指令から同時に環境影響評価又はスクリーニングを実施する義務が生じる計画、プログラム又はプロジェクトの場合、加盟国は、これらの指令の全ての要件を満たす調整された又は共同の手続きを確立するものとする。

第 1 項に規定する調整された手続きにおいて、所管の官庁は、関連する指令によって要求される特定の計画、プログラム又はプロジェクトの環境影響に関する様々な個別のアセス

メントを調整するものとする。

第 1 項に規定する共同手続において、所管の官庁は、関係指令により要求される特定の計画、プログラム又はプロジェクトの環境影響について、単一の評価を行うものとする。

2. 加盟国は、計画、プログラム又はプロジェクトの環境アセスメント又は審査に関与する全ての所管の官庁間で、戦略レベル及びプロジェクトレベルにおける調整及び協力のための適切なメカニズムを確立するものとする。計画、プログラム又はプロジェクトが指令 2001/42/EC と指令 2011/92/EU の両方に基づく調整された評価手続きの対象となる場合、これらの指令に基づく手続きは統合されるものとする。

3. 第 1 条(1)に規定する 2 以上の指令から同時に環境影響評価を実施する義務が生じる計画、プログラム又はプロジェクトの場合、加盟国は、環境アセスメント報告書に含まれる情報の範囲及び詳細度について、単一の意見を表明するものとする。

4. 所管の官庁は、第 1 項に基づく評価の対象となる計画、プログラム又はプロジェクトに関する環境意思決定手続に関係する公衆と協議するとともに、指令 2001/42/EC 第 6 条(2)及び指令 2011/92/EU 第 6 条(1)に規定する特定の環境責任又は地方若しくは地域における権限に基づき当該計画、プログラム又はプロジェクトに関する可能性のある当局とも協議しなければならない。

5. 加盟国は、EU 法又は国内法に基づくその他の関連する環境評価の結果が、知的財産、データ保護及び公共の利益の保護を含む商業上及び産業上の機密に関する制限を尊重しつつ、合理的な期限内に、開発者に対し、指令 2011/92/EU 第 5 条に規定する環境報告書を作成するため利用可能となることを確保する。環境アセスメント報告書を作成するにあたり、プロジェクトの開発者は、報告書に用いるデータが、関連するナチュラ 2000 サイトのサイト固有の保全目標を考慮し、より最近のデータが入手できず、かつ、データ収集時の環境条件が環境影響評価に影響を与えるような形で大幅に変化していないことを条件として、最長 5 年前のデータ又は情報を使用することが認められる。

第 5 条 プロジェクトの変更

1. パイプライン又は工業用地の転用、操業期間の延長、脱炭素化を確保するための変更など、プロジェクトの変更又は拡張は、環境に重大な影響を及ぼす可能性があるかどうかを判断するために、所管の官庁による審査の対象となる。これらの変更又は拡張は、環境影響という点で当初のプロジェクトが齎すリスクと同等かそれ以上のリスクを伴う大規模工事を伴う場合にのみ、環境アセスメントの対象となる。

2.他の加盟国の環境に重大な影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトの変更又は延長、又は重大な影響を受ける可能性のある加盟国が要請するプロジェクトの変更又は延長については、当該プロジェクトの実施が予定されている地域の加盟国は、指令 2011/92/EU 第 7 条が適用されることを確保するものとする。

第 6 条 実質的排除

本規則の意味における環境アセスメントに関する司法手続において、加盟国は、行政段階で提起されなかった主張について、司法手続きへの参加を禁じることができる。但し、所管の官庁が、当該主張がプロジェクトの認可に至る行政段階において周知されていたか、又は周知され、検討できたであろうことを条件とする。但し、司法へのアクセスの権利は、この限りではない。

第 7 条 スクリーニング及び環境アセスメントの期間

1. プロジェクトが指令 2011/92/EU の適用範囲に含まれる場合、加盟国は、以下を確保するものとする：

- (a) スクリーニングの対象となるプロジェクトについて、所管の官庁は、開発者が必要な全ての情報を提出した日から最長 60 日以内にスクリーニングを実施する。本規則第 5 条に規定するプロジェクトの変更又は延長については、当該期間は最長 45 日とする；
- (b) 環境アセスメントの対象となるプロジェクトについて、所管の官庁が、開発事業者が意見を求める申立てを行った日から最長 30 日以内に、環境アセスメント報告書に記載すべき情報の範囲及び詳細度に関する意見を表明する；
- (c) (b)に規定する環境報告書について関係公衆と協議するための期間は、30 日から 90 日の間であること。また、第 6 条及び第 7 条に基づくそれぞれの協議の完了後 30 日以内である；
- (d) 指令 2011/92/EU のいずれの条項に基づき、所管の官庁が、開発事業者が提供する情報の完全性が、プロジェクトの環境影響について十分な情報に基づいた決定を行うために必要であると認めているか。この情報には、指令 2011/92/EU の第 5 条、第 6 条及び第 7 条に基づいて収集された必要な情報（関連する場合には、他の EU 法令に基づき要求される特定の評価を含む）が含まれるものとする。

30 日の期間満了前に、所管の官庁が十分な情報に基づく決定を行うために必要な全ての情報を有していないと判断した場合、開発者は合理的な期間内に当該情報を提出しなけ

ればならない。本項に規定する完全性の確認後、正当な理由がない限り、開発者は新たな情報の提供を求められない。

(e)所管の官庁は、(d)に規定する完全性の確認後、最長 90 日以内に、プロジェクトの環境アセスメントに関する理由を付した結論を発表する。

本項に定める期限は、指令 2011/92/EU に基づくプロジェクトの環境影響評価が指令 92/43/EEC、2000/60/EC、又は指令 2009/147/EC に基づく評価と組み合わされる共同又は協調的な手続きの場合にも適用される。

例外的な場合において、提案されたプロジェクトの性質、複雑さ、所在地又は規模により必要とされる場合、所管の官庁は、この項に定める期限を最長 30 日間延長することができる。その場合、所管の官庁は、開発者に対し、延長を正当化する理由及びそれぞれの行政措置の実施が予定されている日を遅滞なく書面で通知しなければならない。

2. 計画又はプログラムが指令 2001/42/EC の適用範囲に含まれる場合、加盟国は、次の事項を確保するものとする：

(a) 所管の官庁は、同指令第 3 条(5)に基づくスクリーニングを実施し、その結果を 90 日以内に公表する；

(b) 所管の官庁は、同指令第 5 条(3)に基づくスコープの設定を実施し、その結果を 40 日以内に公表する；

(c) 同指令第 5 条に規定する環境報告書について関係公衆と協議するための期間は、30 日から 60 日の間である；

(d) 所管の官庁は、同指令に基づき要求される必要な情報が提供され、かつ、同指令に基づく関連する協議が完了した日から 7 か月以内に、同指令第 5 条第 1 項に基づき要求される環境報告書を作成し、公表する。

この項に定める期限は、指令 2001/42/EC に基づき定義される計画又はプログラムの環境影響の評価が、指令 92/43/EEC、2000/60/EC 又は 2009/147/EC に基づく評価と組み合わされる共同又は協調的な手続の場合にも適用される。

例外的な場合において、提案された計画又はプログラムの性質、複雑さ、所在地又は規模により必要とされる場合、所管の官庁は、第 1 サブパラグラフに定める期限を更に最長

30 日間延長することができる。この場合、所管の官庁は、計画又はプログラムを策定する当局に対し、延長を正当化する理由及びそれぞれの行政措置の実施が予定されている期日を遅滞なく書面で通知するものとする。

3. 計画、プログラム又はプロジェクトが指令 2001/42/EC と指令 2011/92/EU の両方に基づく共同又は協調的な評価手続の対象となる場合には、第 1 項に定める期限が適用される。

4. 他の EU 法令において、本条第 1 項及び第 2 項に定める期限よりも短い期限が定められている場合には、当該短い期限が適用される。

他の EU 法令において、本条第 1 項又は第 2 項に基づく環境アセスメント手続の個々の段階の期限を合わせたよりも短い期間で許可付与手続全体について定められている場合、当該短縮された期間が適用される。

5. 本条に定める期限は、第 1 項(c)号及び第 2 項(c)号に定める期限を除き、加盟国が定めるより短い期限、EU 法及び国際法から生じる義務、並びに所管の官庁の決定、行為又は不作為の合法性を審査するための行政手続又は司法手続を利用する自然人及び法人の権利を害するものではない。

第 8 条 保護種

1. 計画の実施又はプロジェクトの建設、運営若しくは廃止により、指令 2009/147/EC に基づき保護される鳥類又は指令 92/43/EEC に基づき保護されるその他の種の偶発的な殺害又は妨害が生じる場合、当該計画又はプロジェクトにおいて、適切かつ適切な緩和措置が講じられ、かつ、当該殺害を回避し、妨害を防止するための最良の利用可能な技術が考慮されていることを条件として、指令 2009/147/EC 第 5 条及び指令 92/43/EEC 第 12 条第 1 項の意味において、保護種の当該殺害又は妨害は意図的なものとは見なされない。

2. 所管の官庁は、これらの緩和措置が鳥類指令第 5 条及び生息地指令第 12 条(1)の遵守に適切かつ相応であるか否かを評価するに当たり、当該種の個体群への悪影響が存在する可能性はあるものの、当該種の個体群への重大な影響が回避されることを確保するものであるか否かを考慮するものとする。加盟国は、これらの措置が実施され、その有効性が監視され、収集された情報に照らして、当該種の個体群への重大な悪影響がないことを確保するために必要な追加措置が講じられることを確保するものとする。

第 9 条 国境を越える影響の環境アセスメント

1. この規則の適用範囲に含まれる計画、プログラム又はプロジェクトについて、2 以上の

加盟国で決定を行うことが必要な場合には、関係する各国の所管の官庁は、相互間の効率的かつ効果的な協力及び意思疎通のために必要な全ての措置を講じるものとする。加盟国は、計画、プログラム又はプロジェクトの環境影響の評価に関して、共同手続き及び専用の連絡窓口を設けるよう努めるものとする。計画、プログラム又はプロジェクトに関する加盟国からの要請に基づき、欧州委員会は、関係する国内権限当局間の協力を支援し、共同手続きに関する合意を促進するためのファシリテーターとして行動する。

2. 第1項は、越境影響の環境アセスメントに関する当局間の協力について、他のEU法令に規定されている、国境を越えた共同手続きを含む、より詳細な手続きに影響を与えるものではない。

第10条 情報のオンラインアクセス及び環境アセスメントのデジタル化

1. [OP: この規則の発効日から6ヶ月後の日付を記入] 以降、開発者は、環境アセスメント及びスクリーニング手続きに関するあらゆる情報を電子形式で提出することができる。

2. [OP: この規則の発効日から6ヶ月後の日付を記入] 以降、加盟国は、計画、プログラム又はプロジェクトに関する以下の情報を、オンラインで、かつ一元的かつ容易にアクセスできる方法で、開発者及び一般公衆に提供する：

(a) 第3条に規定する環境単一連絡窓口；

(b) 環境アセスメント及びスクリーニング手続の進捗状況（手続の今後の段階及びそのタイムラインを含む。）並びに紛争解決に関する情報。

3. [OP: 本規則の発効日から12ヶ月後の日付を記入] 以降、加盟国は、環境アセスメント及びスクリーニング手続、関連する決定、並びに環境影響及び手続のモニタリングから得られる報告書及びデータが、企業秘密の保護及びEU又は各国のデータ保護要件に適合する方法で、中央オンラインポータルを通じてデジタル形式で作成され、公開されることを確保するものとする。当該ポータルは、デジタル地理情報システムに基づき、生物種の観察に関する利用可能な全てのデータ並びにその他の環境及び地質データを含むものとする。

4. [OP: 本規則の発効日から24か月後の日付を記入] 以降、加盟国は、環境アセスメントおよびスクリーニング手続きが完全にデジタル化され、国家レベルの公的機関が保有するデータおよび文書の再利用並びに加盟国、開発者及び一般市民の間でのシームレスなデータ共有を可能にすることを確保するものとする。適切な場合には、当該手続きは欧州デジタルIDウォレット及び欧州ビジネスウォレットと相互運用可能とするものとする。加盟国は、当該日から、自動化システムの活用を含め、環境アセスメント及びスクリーニング手続きの

効率性と有効性を高めるために必要な措置を講じるものとする。これらの自動化システムは、関連する EU 政策に準拠し、データ保護及びプライバシーに関する法律を尊重し、人による意思決定管理を含む透明性と説明責任の原則を遵守するものとする。

第 11 条 環境アセスメントの行政費用

加盟国は、勧告(EU)2025/1099 に基づく中小規模企業の定義に該当する開発業者、又は勧告 361/2003/EC に基づく中小企業の定義に該当する開発業者に対し、環境アセスメントに関する行政費用及び手数料を免除するよう努めるものとする。

第 12 条 資源と研修

加盟国は、スクリーニング及び環境アセスメント手続きのあらゆる段階（全ての手続き段階を含む）に責任を負う環境単一連絡窓口及び全ての所管の官庁が、本規則及び第 1 条に規定する指令に基づく任務を効果的に遂行するために必要な、十分な数の資格を有する職員並びに十分な財政的、技術的及び科学的な資源（適切な場合には、職員のスキルアップ及びスキルリトレーニングを含む）を有することを確保するものとする。

第 13 条 国連欧州経済委員会条約の適用範囲

公衆は、1998 年 6 月 25 日にオーフスで署名された国連欧州経済委員会 (UNECE) の「環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆参加及び司法へのアクセスに関する条約」及び「国境を越えた環境影響評価に関する UNECE 条約」に基づき、第 1 条(1)に規定する計画、プログラム又はプロジェクトに関する環境情報へのアクセス、意思決定への参加及び司法へのアクセスの権利を与えられるものとする。1991 年 2 月 25 日にエスポーで署名された戦略的環境評価に関する条約及びその議定書（2003 年 5 月 21 日にキエフで署名）である。

第 14 条 戰略的セクター又はカテゴリのためのツールボックス

1. 附属書に定める規定は、既存の分野別 EU 法令において戦略的セクター又は戦略的プロジェクトのカテゴリが定義され、許可の迅速化が図られている場合に適用される。但し、当該プロジェクトがレジリエンス、脱炭素化、又は資源効率に寄与することを条件とする。

欧州委員会は、住宅用低価格建築物又は社会福祉建築物の建設及び改修、並びこれらの建築物に直接役立つ必要なインフラに関する戦略的プロジェクトを特定する施行法を採択する権限を有する。附属書に定める規定は、これらのプロジェクトに適用される。

2. 附属書に定める規定は、本規則を参照する将来の EU 法において定義される戦略的セクター又はプロジェクトのカテゴリにも適用される。但し、当該プロジェクトがレジリエンス、

脱炭素化、又は資源効率に寄与することを条件とする。

第 15 条 国内実施規則及び措置の通知

加盟国は、本規則の実際の実施に関する規則及び措置を定める場合、当該規則及び措置、及びそれらに影響を与えるその後の改正を遅滞なく欧州委員会に通知する。

第 16 条 発効及び適用

本規則は、欧州連合官報掲載日の翌日から 20 日目に発効する。

第 3 条第 1 項及び第 10 条は、当該規定に定める日から適用される。

本規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定した

歐州議会を代表して 議長

閣僚理事会を代表して 議長

⑥欧州委員会「環境法の簡素化パッケージに関する Q&A」2025年12月10日

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_2998

一般質問

なぜ環境法に関するこの包括提案パッケージを提案するのか？

欧州委員会は、産業排出、循環型経済、環境アセスメント、地理空間データの分野における不要な行政義務を撤廃し、複雑さを軽減するための簡素化パッケージを提示した。

これは、不要な負担を生み出す複雑な要件を対象とした、より広範な簡素化の取り組みの一環である。このパッケージの一環として、欧州委員会は、環境アセスメントの迅速化のための規則を提案する。この規則は、開発プロジェクトによる生息地、鳥類、水、そして人の健康への影響を含む環境影響を評価する、より迅速かつ効率的な手続きのための、共通で一貫性のある簡素化された包括的な枠組みを確保する。

この包括提案は、マリオ・ドラギ欧州委員会委員長による欧州競争力の将来に関する報告書に対する欧州委員会の回答の一部である。ドラギ報告書は、EUの長期的な繁栄と競争力を確保するために、低炭素で資源効率の高い循環型経済への移行の重要性を強調した。これらの環境目標を達成し、競争力を強化するためには、規制の簡素化と行政負担の軽減が不可欠である。欧州委員会は、競争力コンパスにおける政策目標を維持しつつ、全ての企業について行政負担を少なくとも25%、中小企業について35%削減するという目標を設定した。

企業と中小企業はこの提案からどのような利益を得るのか？

本日の提案はEUの環境目標を変更するものではないが、企業がよりシンプルな方法で目標達成できるようにする。重複や複雑な要件を排除することで、企業と中小企業が関連する環境法の要件を満たす際の行政負担を軽減する。

本日発表されたスタッフワーキングドキュメントでは、提案された措置による企業の利益の推定値が示されている：

- ・製品中の懸念物質（SCIP）データベース（懸念有害物質に関する情報）の廃止：年間少なくとも2億2,500万ユーロ。このデータベースには、製造業者及び輸入業者がEUに上市する製品又は製品に含有する高懸念物質（SVHC）が全て掲載されている。
- ・拡大生産者責任（EPR）における公認代理人の任命における柔軟性：年間3億ユーロ。

- ・産業排出指令の対象となる産業事業者及びその他の行政機関向けの環境管理システムの簡素化：年間 1 億ユーロ。
- ・畜産・養殖事業者向けの産業排出ポータルへの報告要件の緩和：年間 7,000 万ユーロ。
- ・中規模燃焼施設指令に基づく予備発電機の監視要件の緩和：年間 300 万ユーロ。
- ・INSPIRE 指令に基づくデータ要件の簡素化：年間 1,200 万ユーロ（企業と行政機関の両方にメリット）。
- ・環境アセスメントの合理化と迅速化：年間 1 億 8,000 万ユーロ。

直接的なコスト削減に加え、毎年発生する継続的なコスト削減とは比較しにくいその他の技術的変更による 3,500 万ユーロの一時的なコスト削減も見込まれる。

加えて、合計で数千万ユーロの削減に繋がる小規模な対策もあり、包括パッケージ全体では年間約 10 億ユーロの行政負担軽減に繋がると推定されている。これには、例えば、大規模データセンターを支えるバックアップ発電機の要件を緩和するための中規模燃焼プラント指令の改正が含まれる。

本日提案された多くの改正案は、中小企業（SME）にとって直接間接恩恵となるだろう。例えば、EU 域内に設立された企業は、製品を市場に投入する他の加盟国において、設立国ではない国に「拡大生産者責任に関する公認代理人」を指名する義務がなくなる。この措置は、特に中小企業にとって、現在の要件が大きなコストとなっているため、恩恵をもたらすだろう。

この提案は、EU 環境法の目的達成にどのように貢献するのか？ 環境要件を緩和することになるのか？

本日提案された改正案は、既存の環境目標と基準を維持しつつ、行政上の負担を軽減することを目指す。

官僚主義を撤廃し、手続きを簡素化することで、企業の実施コストが削減される。例えば、産業排出指令に基づく環境マネジメントシステムは維持されるが、実施の負担は軽減される。

提案された措置は、環境基準を引き下げることなく行政上の義務を対象とするため、環境に重大なリスクを齎すものではない。環境目標に変更がない限り、この改正案の全体的な環境影響は中立である。

委員会はステークホルダーとどのように協議し、その意見はどのように取り入れられたか？

2025年7月、欧州委員会はオムニバス提案に関するエビデンス募集を公表し、7週間（9月10日まで）に亘りフィードバックを受け付けた。欧州委員会は19万件以上の意見を受け取った。その殆どは市民からのものだったが、企業、NGO、公共機関、学者からも1,200件以上の意見が寄せられた。

10月2日には、環境・水レジリエンス・競争力のある循環型経済担当委員ジェシカ・ロスウォールも、円卓会議で主要なステークホルダーグループ全員と面会した。

環境アセスメントと許可については、2025年4月にロスウォール委員が実施した実施対話において関係者と議論された。また、2025年6月13日に開催された環境影響評価及び戦略的環境アセスメント専門家グループにおいても、加盟国の専門家と議論された。

欧州共同体における空間情報基盤（INSPIRE）指令について、欧州委員会はエビデンス募集を公表し、12週間にわたるパブリックコメントを実施した。この指令は、全ての加盟国における地理（空間）データの共有、アクセス、相互運用のための統一的な枠組みを構築する。更に、臨時の関係者会合も開催された。

これらの意見公募の詳細は、添付のスタッフ作業文書及びその付属文書に記載されている。

欧州委員会は、提出された全ての意見を慎重かつ体系的に検討した。この分析は、本日のパッケージの内容を確定させる上で役立った。

一部の提案は、準備中の、または定期的な法律評価で検討されている新たな取り組みの一環として採用された。その他の提案は複雑であるため、より綿密な検討が必要だが、法改正に頼ることなく解決できるものもある。

本日提示された法改正案以外に、欧州委員会はどのような取り組みを行っているか？

欧州委員会は、簡素化の可能性を最大限に活用し、EU法のストレステストを実施し、効果

的な実施に向けて引き続き取り組むことを約束する。簡素化プロセスは今後数年間継続され、ストレステスト、ガイダンス、既存法の改善に重点が置かれる。

例えば、欧州委員会は、PPWR をはじめとする主要な立法要素の適用に関するガイダンスを来年初めに提示し、水と自然に関する法律も策定する予定である。簡素化は、循環型経済法および REACH 規則の見直しにおいて重要な要素となる。また、欧州委員会は環境規則のストレステストを実施し、加盟国の利害関係者の意見や経験に基づき、水枠組み指令の見直し・改正を行う。その際、簡素化と潜在的なボトルネックへの対処の必要性に特に留意し、環境と人の健康を守りつつ、EU における循環性と重要原材料へのアクセスを促進する。

産業施設と循環型経済

産業施設に関する行政上の義務を軽減するために、どのような変更が提案されたか？

産業及び畜産排出指令（IED）は企業にとって簡素化され、環境管理システム（EMS）を施設ごとではなく企業レベルで策定できるようになる。EMS の内容も簡素化され、特に化学物質インベントリと転換計画の指標に関する要件が削除される。

IED（Industrial Emissions Portal Regulation : 産業排出ポータル規則）と中規模燃焼プラント指令は、酸素燃焼又は水素燃焼を用いた脱炭素化プロジェクトの許可を可能にするために調整される。一部の新規又は改正された規定の遵守期限は延長される。

畜産・養殖事業者は、産業排出ポータル規則に基づく水、エネルギー、原材料の使用に関する報告が免除される。加盟国は、廃棄物や廃水中の汚染物質の敷地外への移動、生産量、稼働時間など、農家に代わってより多くの情報を報告できるようになる。

更にオムニバス規則では、養豚場の閾値の算出を重点的に簡素化し、重複要件を回避するため、有機養鶏場を対象から除外する。

循環型経済に関する行政上の義務を軽減するため、どのような変更が提案されているか？

製品中の有害物質に関する SCIP 関連データの報告義務は廃止される。EU 化学物質法、特に「一物質一評価パッケージ」とデジタル製品パスポートは、データベースの想定された役割を段階的に果たしつつ、重複を避けていく。

生産者は、拠点国以外の加盟国で製品を販売する場合、廃棄物管理に関する拡大生産者責任（EPC）の要件に関して、当該加盟国に公認代理人を任命する必要がなくなる。既に公認代

理人を任命している企業は、引き続き任命することができる。

環境アセスメントと許可

このパッケージは、環境基準を維持しつつ、欧州産業の競争力向上を支援するために、許可取得のボトルネックにどのように対処しているか？

このパッケージの一環として提案されている環境アセスメント迅速化規則は、予測可能性と法的確実性を確保するため、明確かつ迅速なタイムラインに基づく統合アセスメントと迅速な手続きを規定する。これにより、強固な環境保護措置が維持される。

本規則は、既存の環境枠組み（環境影響評価指令（EIA）、戦略環境評価指令（SEA）、生息地・鳥類指令、水枠組み指令）を基盤とすることで、環境基準を維持する。欧州委員会は、簡素化と迅速化が環境保護と両立することを目指している。

環境アセスメントを許認可プロセス全体の一部としてデジタル化することで、手続きの更なる迅速化が可能になる。これにより、環境アセスメントとその処理、そして質の高い再利用可能なデータへのアクセスが確保される。

欧州委員会はまた、本規則案の付属書において、戦略的プロジェクトのための追加ツールボックスを提案する。このツールボックスは、既存又は将来の EU 法において戦略的セクター又はプロジェクトカテゴリーが定義され、許認可の迅速化を目指す場合に適用される。但し、これらのプロジェクトが EU のレジリエンス（回復力）だけでなく、脱炭素化又は資源効率にも貢献することが条件となる。

このツールボックスの要素には、意思決定における中間段階の默示的承認に関する規定および条件が含まれる。また、公共の利益を最優先し、プロジェクトを支援しつつも環境セーフガードを無視しないというバランスをとるための規定も含まれている。更に、加盟国においてこれらの戦略的プロジェクトに関するより迅速な司法手続きに関する規定も含まれている。

INSPIRE 指令にはどのような変更が提案されているか？

欧州共同体における空間情報基盤の構築に関する指令（INSPIRE）は、加盟国間で調和のとれた相互運用可能な空間データ基盤の構築を目指している。しかしながら、地理空間データセットの調和化に関する技術要件が複雑で導入コストが高いことが判明したため、現状のシステムは当初の想定よりも効果が低く、コストも高くなっている。

本日の提案は、EU の環境データ共有枠組みを、オープンデータ指令、データガバナンス法、相互運用可能な欧州法といった、より最近の EU 横断的なデータ関連法規と整合させることを目指している。この提案は、オープンデータ指令の内容を変更することなくデータ経済に関するルールを統合するデジタルオムニバス提案とは別物である。

主な変更点としては、複雑な調和化要件をより柔軟で標準に基づくアプローチに置き換えること、時代遅れの技術要件を廃止すること、そして単一の EU オープンデータポータルを通じてデータアクセスを統合することなどが挙げられる。

欧州委員会は、ネットワークサービスに関する規則を廃止し、相互運用性及び報告要件に関する複雑な規則を簡素化することを提案している。重要なステークホルダー調整システム、指令の対象となるデータ、及びメタデータに関するルールは維持されるべきである。既存のオープンデータシステムを利用することで、管理が容易になり、複数の個別のシステムではなく、シンプルで使いやすい単一のポータルで環境データを利用できるようになる。

都市下水処理

UWWTD に関する最新の調査結果と、なぜオムニバス報告書に含まれていないのか？

本日、欧州委員会はオムニバス報告書と並行して、改正都市下水処理指令に基づく拡大生産者責任制度のコストと、それが関係セクターに及ぼす潜在的な影響に関する最新の調査も公表した。この最新の調査では、インフレ、コストに関する新たなデータ、そして最終指令と当初の欧州委員会提案との差異を考慮すると、コストは 2022 年の影響評価における推定値と同程度になると予想されている。

共同研究センターが実施したこの調査は、水レジリエンス戦略に基づくコミットメントでした。この結果は、拡大生産者責任の適用により EU 市場に製品を投入する産業の製品コストの潜在的な増加、又は利益率の潜在的な減少が、立法手続きにおける評価と一致すると予想されることを意味する。

指令（前文 21）に示されているように、また特定の加盟国における特定の医薬品について必要な場合には、欧州委員会は加盟国に対し、拡大生産者責任の要件の適用が EU 市場に投入される製品（特に医薬品）の国内レベルでのアクセス、入手可能性、および価格への負担能力に及ぼす可能性のある影響、並びこれらの要件の適用が公平な競争条件に及ぼす可能性のある影響を考慮することを期待する。

欧洲委員会は、引き続き加盟国と協力して指令の実施に取り組んでいく。